

京都市上下水道局
南部拠点整備事業に係る

配慮書

平成 31 年 3 月

京都市上下水道局

<目次>

第1章 計画の特性

1-1	事業者	P1
1-2	対象計画の名称及び概要	P1
1-3	計画の目的及び内容	P1
1-3-1	計画の目的	P1
1-3-2	施設の基本方針	P2
1-3-3	事業策定期等	P2
1-3-4	事業内容	P2
1-3-5	上位計画等	P2
1-4	計画地位置図	P3
1-5	計画地周辺写真	P4

第2章 地域の特性

2-1	自然的状況に関する事項	P6
2-1-1	地象・水象	P6
2-1-2	自然	P6
2-2	社会的状況に関する事項	P7
2-2-1	交通・都市施設等	P7
2-2-2	配慮の必要な施設の配置状況	P8
2-2-3	文化財	P9
2-2-4	景観	P9
2-2-5	環境の概要	P10
2-3	関係法令等による地域指定	P16
2-3-1	地球温暖化	P16
2-3-2	大気質	P16
2-3-3	水質	P17
2-3-4	騒音	P17
2-3-5	振動	P18
2-3-6	自然環境の保全に係るもの	P18
2-3-7	廃棄物等	P19
2-3-8	都市計画法等	P20
2-3-9	景観規制等	P22
2-3-10	その他の規制等	P24

第3章	複数案の概要及び検討	
3-1	複数案の概要	P25
3-2	環境影響要因及び環境要素関連表	P29
3-3	現状と予測	P30
3-4	評価結果のまとめ	P50
3-5	総合評価	P50
3-6	環境配慮方針及び内容	P51
第4章	配慮書（案）についての意見とそれに対する事業者の見解	
4-1	配慮書（案）についての市長意見とそれに対する事業者の見解	P53
第5章	その他	
5-1	変更箇所一覧	P54

第1章 計画の特性

1-1 事業者

- ・事業者の名称：京都市上下水道局
- ・代表者の住所：京都市南区東九条東山王町12番地
- ・代表者の氏名：京都市公営企業管理者上下水道局長 山添洋司

1-2 対象計画の名称及び概要

- ・事業の名称：京都市上下水道局南部拠点整備事業
- ・事業の種類：第2類事業
条例別表第8号に掲げる事業のうち下記に該当
建築基準法第2条第1号に規定する建築物の新築の事業（建築物の延べ面積（住宅の用に供する部分の面積を除く。）が2,000㎡以上であり、かつ、本市が実施し、又は本市が所有する土地において実施されるもの。）
- ・事業の位置：京都市南区上鳥羽鉾立町11-3, 11-4
- ・事業の規模：延床面積 新庁舎最大約24,000㎡ 仮庁舎約3,000㎡
- ・敷地面積：15,415.61㎡（東西約217m, 南北約72mの矩形）

1-3 計画の目的及び内容

1-3-1 計画の目的

本市の上下水道事業については、節水型社会の定着や人口減少等による水需要の減少に加え、管路・施設の更なる老朽化の進行により、今後の経営環境は一層厳しさを増す見通しであるほか、地震や大雨等の災害への備えや、これまでに培ってきた技術の継承など、様々な課題に直面している。

京都市上下水道局では、こうした課題を踏まえ、市民の皆さまの重要なライフラインである水道・下水道を将来にわたって守り続けるために、「目指す将来像」や今後10年間の取組をまとめた、京都市上下水道事業経営ビジョン「京（みやこ）の水ビジョン ―あすをつくる―」を平成30年3月に策定し、重要な取組の一つとして、市内南北2箇所の事業・防災拠点の整備を掲げている。

事業・防災拠点とは、市内に点在する水道・下水道の事業所や窓口機能を集約化して効果的・効率的な事業執行体制を構築し、合わせて、漏水や、地震・大雨等の大規模災害の発生時には、迅速な復旧対応に当たるとともに、他都市からの応援を受け入れる等、事業活動・災害対応の拠点となるものである。

平成29（2017）年7月には、北部エリアの事業・防災拠点として「太秦庁舎」を開庁させたところであり、南部エリアについても、地下鉄烏丸線十条駅の西側に位置する上下水道局元資器材・防災センター用地を活用し、上下水道局本庁舎を始めとする市内南部エリアを所管する水道・下水道の事業所を集約させ、2022年度の開庁を目指して、拠点の整備を進めることとしている。

1-3-2 施設の基本方針

- ・ 効果的・効率的な事業運営，サービスの向上を推進する庁舎
- ・ 災害から，まちとくらしを守る庁舎
- ・ 環境に配慮した，全ての人にやさしい庁舎
- ・ 上下水道事業の継続を可能にする経営基盤を支える庁舎

1-3-3 事業策定期等

以下の予定で計画を進めている。

- ・ 平成 30(2018)年度 新庁舎基本計画策定，仮設庁舎設計，施工
- ・ 平成 31(2019)年度 仮設庁舎供用開始
- ・ 平成 31(2019)～2020 年度 新庁舎基本設計～実施設計
- ・ 2020～2021 年度 既存建物の解体，新庁舎建設工事
- ・ 2022 年度 新庁舎開庁，仮設庁舎の解体

1-3-4 事業内容

施設名称	事業内容
京都市上下水道局南部拠点（仮称）	24 時間 365 日，市民のライフラインを守り，また災害時には迅速な復旧を行い，被害を最小限に止めるため，水道・公共下水道事業に係る企画，調査，設計，工事監督，応急給水活動などを行う。

1-3-5 上位計画等

- ・ 京都市上下水道局南部拠点整備事業基本計画
- ・ 京都市上下水道事業経営ビジョン「京（みやこ）の水ビジョン—あすをつくる—（2018～2027）」
- ・ 京都市上下水道事業中期経営プラン（2018～2022）

1-4 計画地位置図

計画地は図 1-4-1 で示すとおりである。

現在は、京都市上下水道局の「水道部水道管路管理センター南部給水工事課」（元資器材・防災センター）が設置されており、事務所棟や倉庫棟，自動車車庫が設けられている。倉庫棟には災害時に備えた資器材が保管されている他，地下には応急貯水槽（100t）が設けられている。

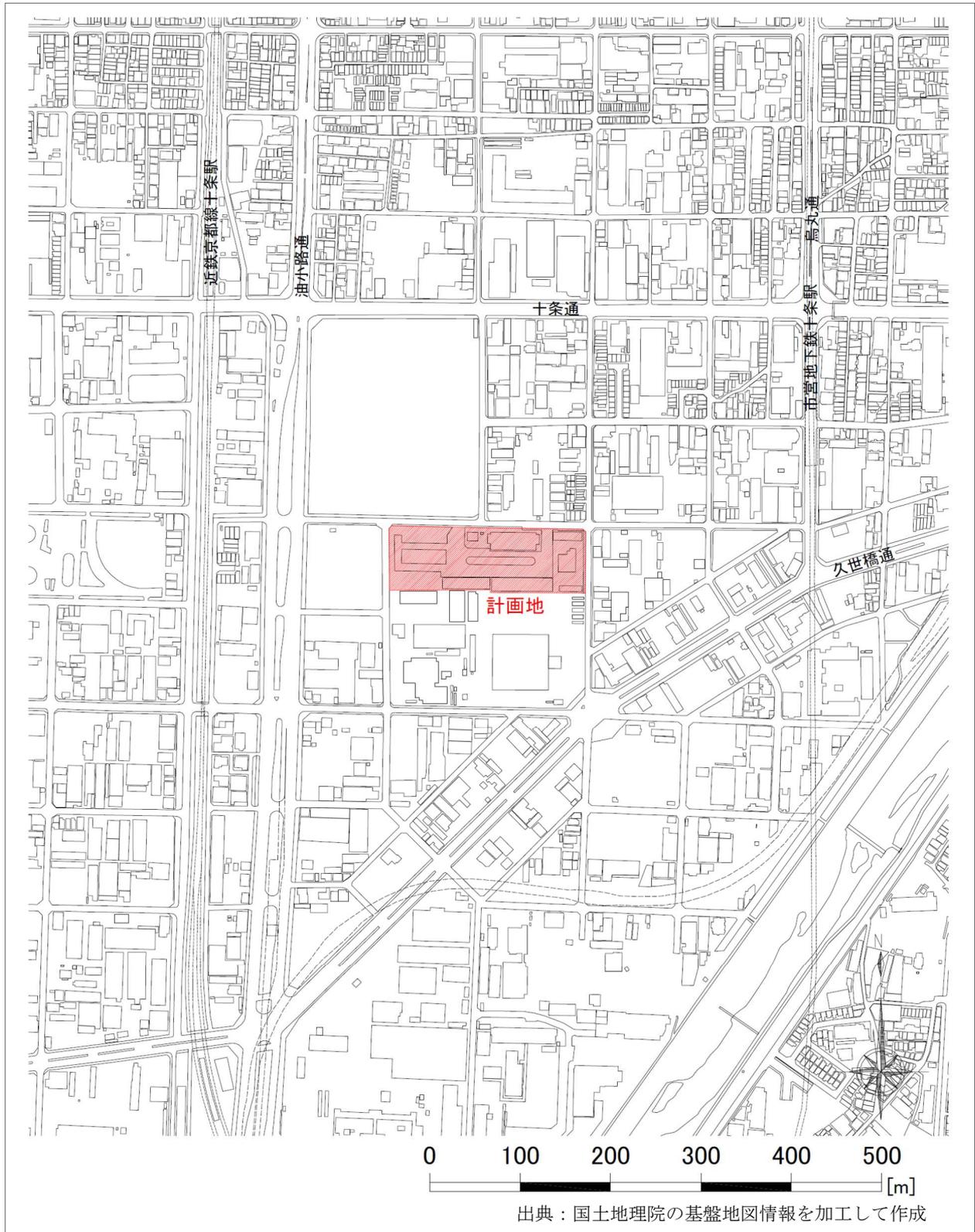


図 1-4-1 計画地位置図

1-5 計画地周辺写真

計画地周辺は、南側と北西側には大規模な事業所が、西側には公園があり、北東側と東側には、小規模な事業所と戸建て住宅が建ち並んでいる。(図 1-5-1 参照)



図 1-5-1 計画地周辺図



①



②



③



④



⑤



⑥



⑦



⑧

①～⑧撮影日：2018年3月7日

第2章 地域の特性

2-1 自然的状況に関する事項

2-1-1 地象・水象

地盤状況は、平成8年に実施されたボーリング調査によると、表層の盛土層の下に7m～10m程度まで砂礫層があり、その下は粘土層と砂礫・砂層が交互に現れる地層となっている。また、地下水位は4m程度である。計画地を含む周辺は、京都盆地の南に位置した開けた平地であり、計画地の南東約500mの位置には鴨川が流れている。

2-1-2 自然

計画地周辺は、物流倉庫・工場や戸建て住宅が多く立地する地域であり、貴重な動植物の生育はみられない。

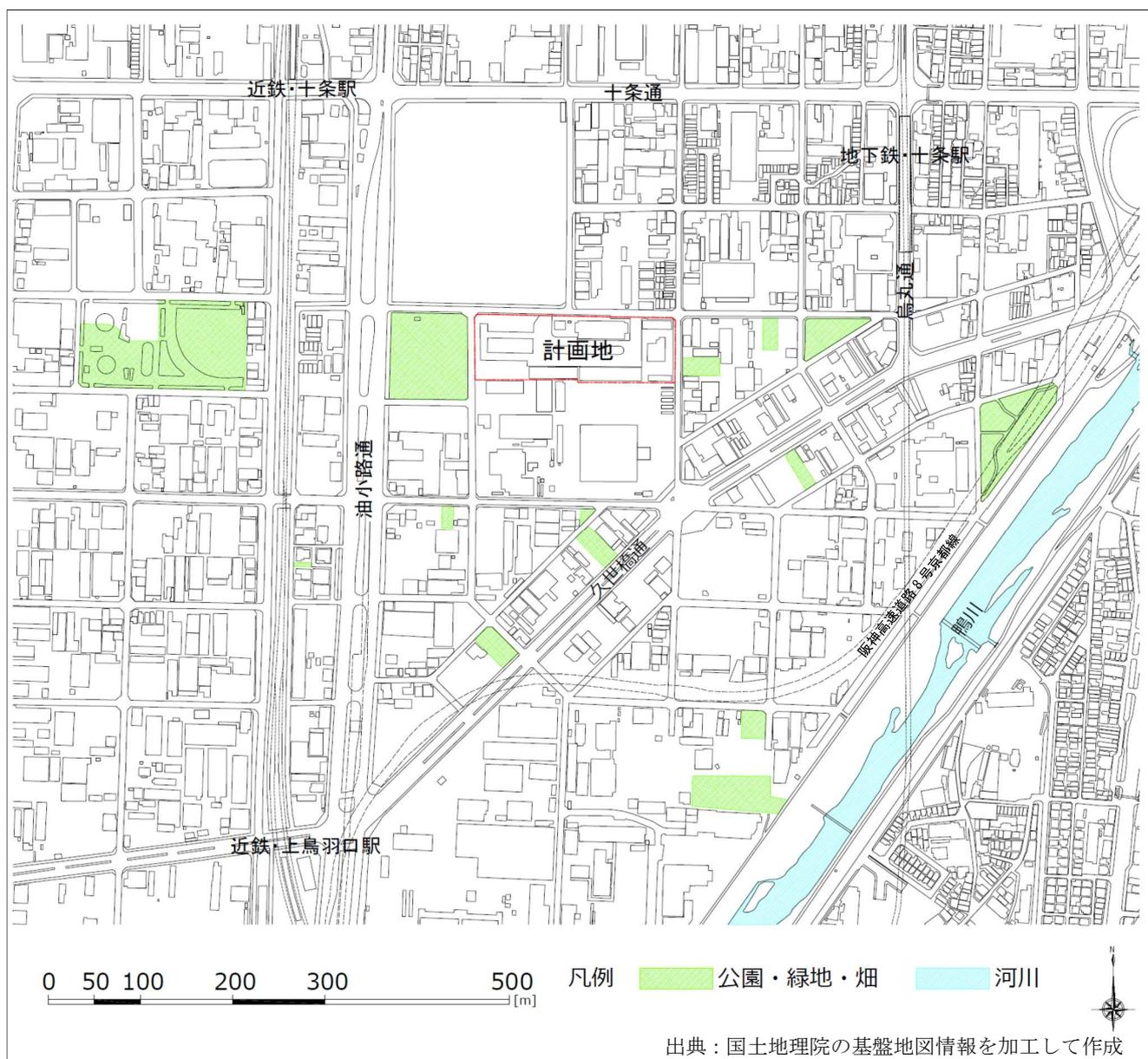


図 2-1-1 計画地周辺図

2-2 社会的状況に関する事項

2-2-1 交通・都市施設等

計画地は、十条通、烏丸通、久世橋通及び油小路通に囲まれた一画にあるが、これら的大通りには面していない。南側を隣地に、西側を公園、北側及び東側を道路に囲まれたほぼ長方形の土地である。隣接する道路幅員は北側 12m（一部 8m）、東側 8mとなっている。

また、各種公共交通機関からの距離は以下のとおりである。（図 2-2-1-1 参照）

- ・ 京都市営地下鉄 「十条」 駅から西に約 420m
- ・ 近鉄京都線 「十条」 駅から東に約 630m
- ・ 京都市営バス 「久世橋通新町」 停留所から北に約 300m
「十条新町」 停留所から南に約 320m
- ・ 京阪バス 「十条駅」 停留所から西に約 440m

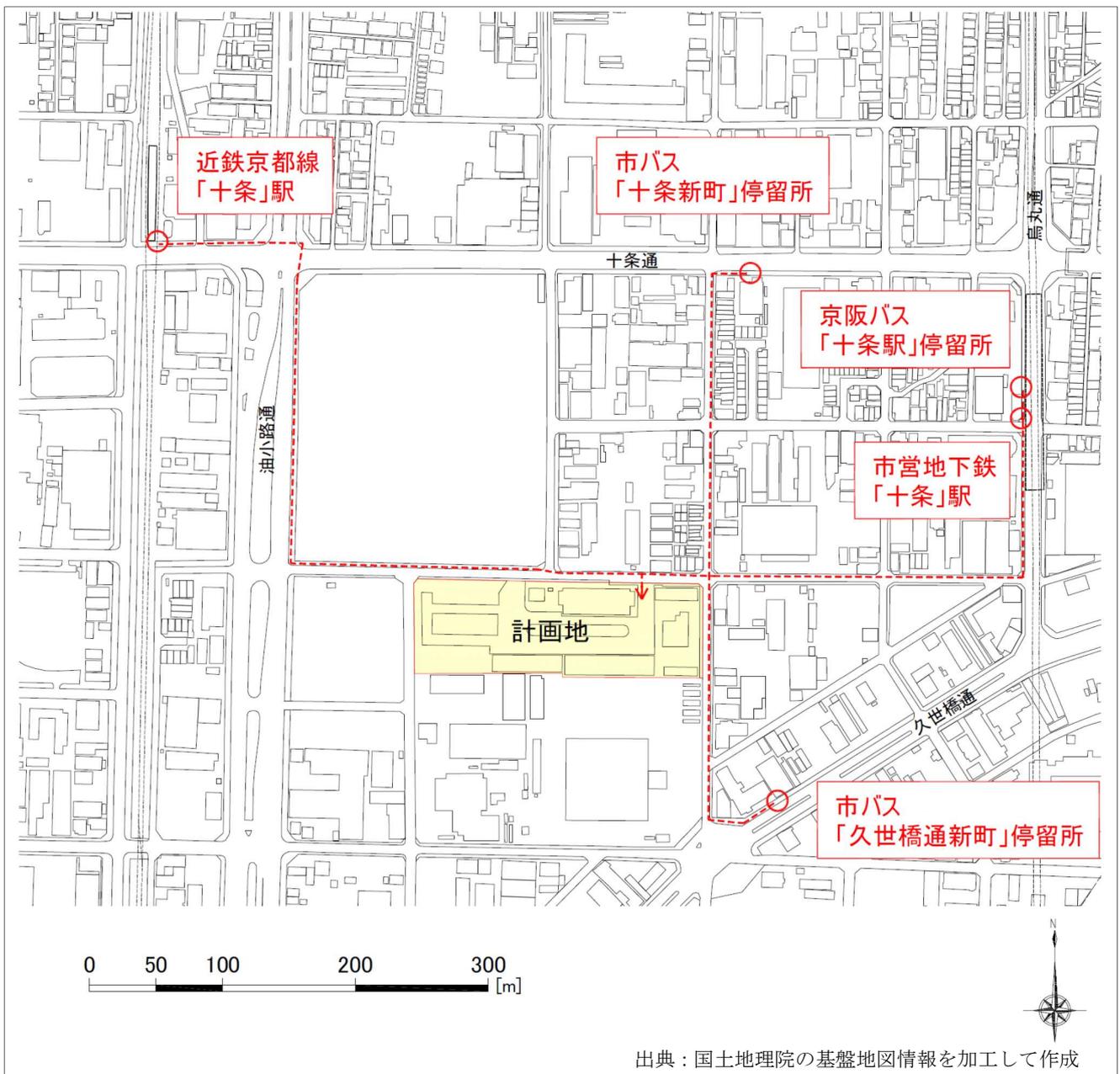


図 2-2-1-1 各種公共交通機関図

2-2-2 配慮の必要な施設の配置状況

計画地における、配慮が必要な施設の配置状況は図 2-2-2-1 のとおりである。

配慮の必要な施設としては、計画地から 400m 程度の位置に保育園（図中①：東和保育園）が 1 件存在する。

周辺街区には、運輸・交通・製造関連の事業所のほか、スクラップ材などを扱うリサイクル工場も複数あるが、戸建て住宅を中心とした住宅地も含まれる。

計画地の周囲 500m 以内の範囲には、他の保育所やこども園、幼稚園や学校等、病院や福祉・介護施設等、図書館等の配慮が必要な施設は存在しない。

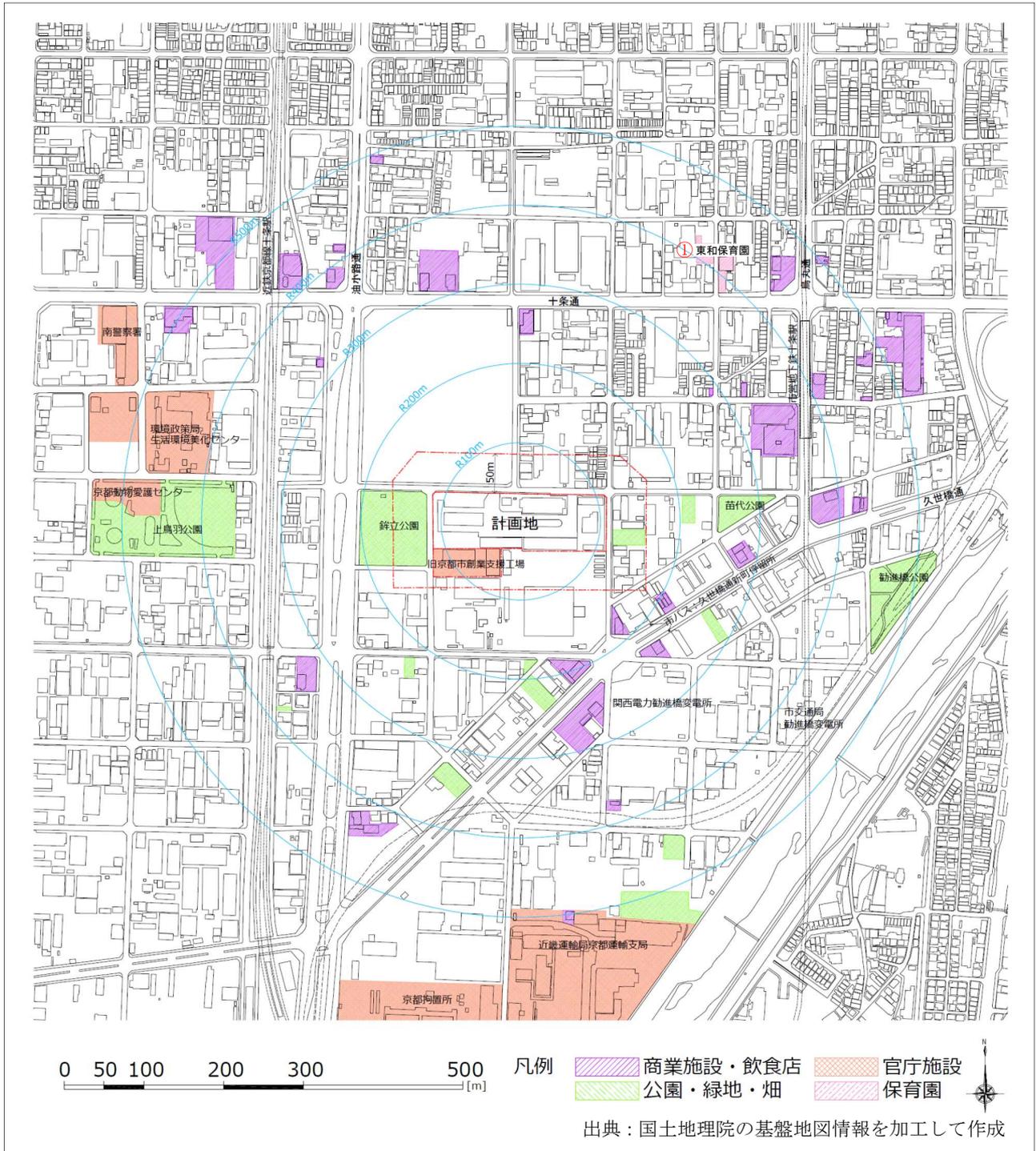


図 2-2-2-1 配慮施設

2-2-3 文化財

計画地は、図 2-2-3-1 のとおり、周知の埋蔵文化財包蔵地外である。

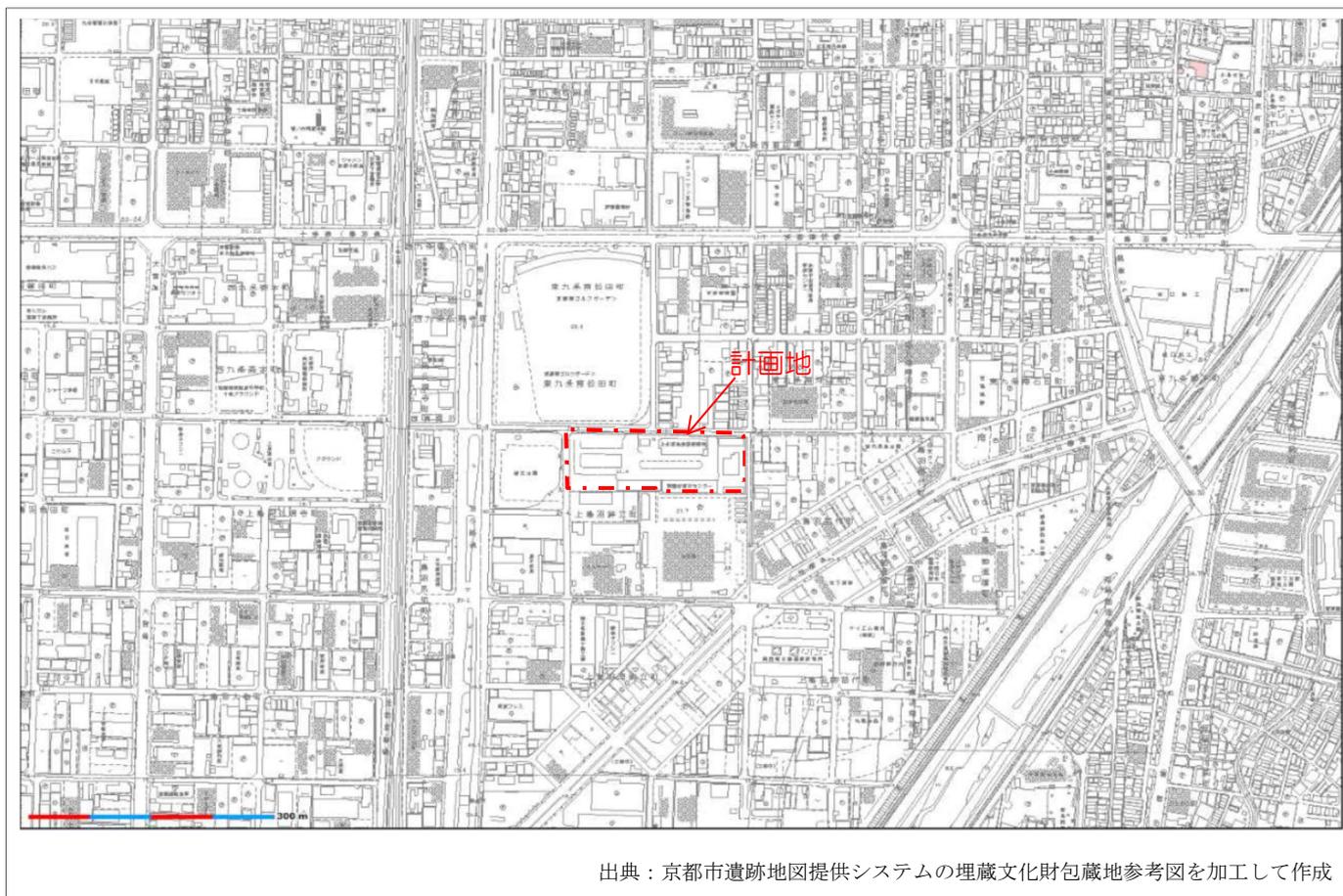


図 2-2-3-1 計画地における埋蔵文化財包蔵地参考図

2-2-4 景観

計画地は、遠景デザイン保全区域に該当する。

なお、伝統的建造物群保存地区、景観地区（美観地区・美観形成地区）、景観計画区域（建造物修景地区）、風致地区、近郊緑地保全区域及び自然風景保全地区については、いずれも地区外・区域外である。

2-2-5 環境の概要

(ア) 温室効果ガス

2016年度の京都市の温室効果ガスの排出量は、約752万トンであり、前年度（2015年度）に比べて6.2万トン、0.8%の減少となり、京都市地球温暖化対策条例に定める削減目標の基準である1990年度と比べても、30.9万トン、3.9%の減少となった。

東日本大震災以降、原子力発電の稼働停止に伴う電力不足を火力発電量の大幅な増加により補い、火力発電に著しく依存した電源構成へと変化したことから、電気のCO₂排出係数*が悪化し、温室効果ガスの排出量は増加傾向にあった。しかし、市民・事業者による省エネルギーや節電等の取組によって、総エネルギー消費量が1990年度以降で最も少なくなり、温室効果ガスの排出量は4年連続で減少した。なお、近年の温室効果ガスの排出量は2015年度が約759万トン、2014年度が約782万トンとなっている。

※「電気のCO₂排出係数」とは、1kWhを発電する際に排出される二酸化炭素（CO₂）量をいう。

出典：京都市情報館 2016（平成28）年度の温室効果ガス排出量について
2014（平成26）年度の温室効果ガス排出量について

(イ) 大気質

京都市では、一般環境大気測定局（一般局）9局、自動車排出ガス測定局（自排局）5局を設置し、国の環境基準及び京都市環境保全基準が定められている6項目の大気汚染物質（二酸化硫黄、二酸化窒素、浮遊粒子状物質、一酸化炭素、光化学オキシダント及びPM2.5）について、常時監視を行っている。

平成28年度の測定結果では、二酸化硫黄、浮遊粒子状物質及び一酸化炭素は、全測定局で環境基準及び市保全基準を達成していた。また二酸化窒素は、全測定局で環境基準及び当面の間の市保全基準を達成していた。

光化学オキシダントは、全測定局で環境基準及び市保全基準を達成していないものの、光化学スモッグ注意報の発令はなかった。

PM2.5は、平成24年度の測定開始以降、初めて全測定局での環境基準及び市保全基準の達成となった。また、当日のPM2.5の測定値が、国の定めた「注意喚起のための暫定指針値」（1日平均値70 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ ）を超えるおそれが高いと判断される場合は、注意喚起情報を発出することとなるが、本市では、これまでに発出の実績はない。

表 2-2-5-1, 2-2-5-2 に各基準の達成状況を示す。

なお、全測定項目において、年平均値はほぼ横ばい又は緩やかな改善傾向である。

表 2-2-5-1 大気汚染物質（PM2.5 は除く）の環境基準及び市保全基準の達成状況

	大気汚染物質 (単位)	測定結果 ^{※1} 最小値～最大値	環境基準		市保全基準 ^{※3}	
			達成率 ^{※2}	基準値	達成率 ^{※2}	基準値
一般局	二酸化硫黄 (ppm)	0.005～0.006	100%(4/4)	0.04	100%(4/4)	0.02
	二酸化窒素 (ppm)	0.019～0.031	100%(9/9)	0.06	100%(9/9)	0.04
	浮遊粒子状物質 (mg/m ³)	0.029～0.033	100%(7/7)	0.10	100%(7/7)	0.10
	光化学オキシダント (ppm)	0.091～0.107	0%(0/9)	0.06	0%(0/9)	0.06
自排局	二酸化窒素 (ppm)	0.021～0.039	100%(5/5)	0.06	100%(5/5)	0.04
	浮遊粒子状物質 (mg/m ³)	0.033～0.039	100%(5/5)	0.10	100%(5/5)	0.10
	一酸化炭素 (ppm)	0.6～0.6	100%(3/3)	10	100%(3/3)	5

※1 測定結果の値は、二酸化硫黄、二酸化窒素、浮遊粒子状物質及び一酸化炭素の場合、「日平均値（2%除外値又は98%値）」、光化学オキシダントの場合、「1時間値の最高値」を示し、いずれの値も環境基準又は市保全基準の達成状況の評価値である。

※2 ()内は、「環境基準又は市保全基準を達成した測定局数/全測定局数」を示す。

※3 二酸化窒素に関する市保全基準は、「当面の間の市保全基準」を示す。

出典：平成28年度 大気に係る環境調査結果について

表 2-2-5-2 PM2.5 の環境基準及び市保全基準の達成状況年平均値

(単位：μg/m³)

	年平均値			日平均値			環境基準・市保全 基準達成率 ^{※3,4}
	測定結果 最小値～ 最大値	環境基準・市保全基準 ^{※2}		測定結果 ^{※1} 最小値～ 最大値	環境基準・市保全基準 ^{※2}		
		達成率 ^{※3}	基準値		達成率 ^{※3}	基準値	
一般局	10.5～ 12.1	100%(6/6)	15	24.7～ 27.9	100%(6/6)	35	100%(6/6)
自排局	9.8～ 12.6	100%(5/5)		23.7～ 28.1	100%(5/5)		100%(5/5)

※1 日平均値の測定結果の値は、「98%値」を示す。

※2 PM2.5の市保全基準は、環境基準と同値を設定している。

※3 ()内は、「環境基準及び市保全基準を達成した測定局数/全測定局数」を示す。

※4 各測定局において、年平均値及び日平均値の両方が基準値以下である場合に、基準を達成していると判断する。

出典：平成28年度 大気に係る環境調査結果について

(ウ) 騒音

京都市では自動車交通騒音調査を実施している。

計画地への車両アプローチとなることが想定される、各道路の状況を表 2-2-5-3、2-2-5-5、2-2-5-7 に示す。

表 2-2-5-3 調査報告書①<計画地の約 100m西側（市道油小路通）>

測定地点	南区上烏羽鉾立町（工業地域）				一連番号： 26 センサ番号： 80410		
対象路線	市道油小路通（油小路通）				車線数：6（測定側 3，反対側 3） 幅員：40.6m（中央分離帯：有） 舗装種別：密粒AS		
測定位置	南行き(下り)方向道路端				騒音要請限度：近接区域 振動要請限度：第2種 環境基準：近接空間		
測定結果	騒音 (L_{Aeq} : dB)		振動 (L_{10} : dB)		交通量(大型車混入率%)		
	昼間	夜間	昼間	夜間	昼間(台/時)	夜間(台/時)	全日(台/日)
	70	65	43	35	2,579 (9.3)	471 (7.4)	45,036 (9.1)
要請限度	75	70	70	65			
環境基準	70	65	--	--			
騒音状況	L_{Aeq} 最大値： 72.2 dB (8 時)						
	L_{Aeq} 最小値： 61.6 dB (3 時)						
	背後地騒音(20m) (L_{Aeq}) 昼間： 65 dB 夜間： 55 dB						
除外した音： 緊急車両，事業所，クラクション，飛行音							

(平成26年度)

- 地点の概要 対象道路は市道油小路通で、測定地点の約 120m 南には高速道路の入口がある。測定地点の測定側は運動場で、反対側は事業所である。
- 騒音 騒音レベルは昼間 70db，夜間 65db であった。要請限度については、昼夜とも限度値以下であった。環境基準についても、昼夜間とも基準値以下であった。
- 振動 振動レベルは昼間 43db，夜間 35db であり、昼夜間とも要請限度値以下であった。
- 交通量 日交通量は 45,036 台，大型車混入率は 9.1%であった。

出典：平成 26 年度騒音規制法第 18 条に係る自動車騒音及び振動規制法第 16 条に係る道路交通振動の調査報告書



図 2-2-5-4 測定地点見取図①

出典：国土地理院の基盤地図情報を加工して作成

表 2-2-5-5 調査報告書②<計画地の約 1km西側（市道久世橋通）>

測定地点	南区上鳥羽南島田町（準住居地域）				一連番号： 33 センサス番号： 80510	
対象路線	市道久世橋通（久世橋通）				車線数：4（測定側 2, 反対側 2） 幅員：16.7m（中央分離帯：有） 舗装種別：密粒	
測定位置	西行き（上り）方向道路端				騒音要請限度：近接区域 振動要請限度：第1種 環境基準：近接空間	
測定結果	騒音 (L_{Aeq} :dB)		振動 (L_{10} :dB)		交通量(大型車混入率%) / 平均走行速度 規制速度 (50km)	
	昼間	夜間	昼間	夜間	昼間	夜間 全日
	(台/時) (km)	(台/時) (km)	(台/日) (km)	(台/日) (km)	(台/日) (km)	(台/日) (km)
今年度	70	67	43	41	1,132 (12.5)	45 332 (25.3) 49 20,772 (14.1) 46
H22年度	71	68	42	41	1,258 (14.8)	36 416 (21.1) 41 23,460 (15.7) 38
要請限度	75	70	65	60		
環境基準	70	65	—	—		
騒音状況	L_{Aeq} 最大値： 71.7 dB (8 時)					
	L_{Aeq} 最小値： 65.2 dB (2 時)					
	背後地騒音(20m) (L_{Aeq})					
	昼間： 58 dB	夜間： 53 dB				
除外した音： バイク音，クラクション，改造車，緊急車両						

(平成27年度)

- 地点の概要 対象道路は市道久世橋通で、測定地点の約 80m 西には久世橋通旧千本交差点がある。測定地点の測定側は駐車場であり、反対側は住宅である。
- 騒音 騒音レベルは昼間 70db，夜間 67db であった。要請限度については、昼夜間とも限度値以下であった。環境基準については、昼間は基準値以下、夜間は基準値を超過していた。
- 振動 振動レベルは昼間 43db，夜間 41db であり、昼夜間とも要請限度以下であった。
- 交通量 日交通量は 20,772 台，大型車混入率は 14.1%であった。

出典：平成 27 年度騒音規制法第 18 条に係る自動車騒音及び振動規制法第 16 条に係る道路交通振動の調査報告書

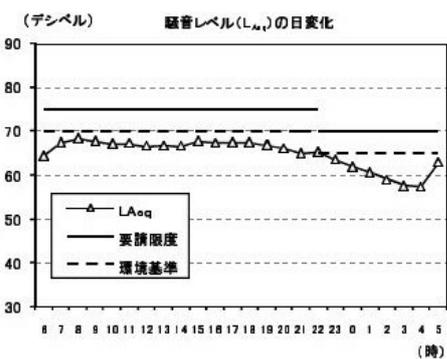


出典：国土地理院の基盤地図情報を加工して作成

図 2-2-5-6 測定地点見取図②

表 2-2-5-7 調査報告書③<計画地の約 1km北側（市道烏丸通）>

調査地点	南区東九条烏丸町（商業地域）			一連番号:	39
				センサス番号:	7063
対象路線	市道烏丸通(烏丸通)			車線数: 4 (測定側 2, 反対側 2)	
				幅員: 15.0m (中央分離帯:有)	
				舗装種別: 密粒	
調査位置	北行き(下り)方向道路端			騒音要請限度: 近接区域	
				振動要請限度: 第2種	
				環境基準: 近接空間	
調査結果	騒音(L _{Aeq} :dB)	振動(L ₁₀ :dB)		交通量(大型車混入率%)	
	昼間	夜間	昼間	夜間	全日(台/日)
	67	62	33	<30	612 (10.7) 146 (5.6) 10,962 (10.2)
要請限度	75	70	70	65	
環境基準	70	65			
騒音状況	L _{Aeq} 最大値:	68.4 dB			
		(8 時)			
	L _{Aeq} 最小値:	57.4 dB			
		(4 時)			
	背後地騒音(20m)(L _{Aeq})	昼間: 57 dB			
		夜間: 52 dB			
	除外した音:	緊急車両, クラクション, 人の声			



(平成22年度)

- 地点の概要 対象道路は市道烏丸通で、調査地点の約 70m 南には九条烏丸交差点がある。調査地点の測定側は木造住宅で、反対側は駐車場である。
- 騒音 騒音レベルは昼間 67db, 夜間 62db であった。要請限度については、昼夜間とも限度値以下であった。環境基準については、昼夜間とも基準値以下であった。
- 振動 振動レベルは昼間 33db, 夜間 30db 未満であり、昼夜間とも要請限度値以下であった。
- 交通量 日交通量は 10,962 台、大型車混入率は 10.2%であった。

出典：平成 22 年度騒音規制法第 18 条に係る自動車騒音及び振動規制法第 16 条に係る道路交通振動の調査報告書



出典：国土地理院の基盤地図情報を加工して作成

図 2-2-5-8 測定地点見取図③

(エ) 土壌汚染

計画地は現在、上下水道局の「水道部水道管路管理センター南部給水工事課」(元資器材・防災センター)として利用されている。当該施設には特定施設の設置履歴は無く、また特定有害物質を処理していた履歴も無い。自動車修理工場は少量危険物取扱所として届出されている。

また、平成30年6月に作成された、土地利用履歴を調査した資料によれば、計画地は機械工場の敷地として使用されていた時期があり、「第一種特定有害物質(12項目)」、「第二種特定有害物質(9項目)」、「ポリ塩化ビフェニール」の使用等の可能性は否定できない。

今回事業計画において、形質の変更面積が3,000㎡以上となるため、土壌汚染対策法第4条第1項の規定に基づく「一定の規模以上の土地の形質の変更届出書」提出の対象となる。

2-3 関係法令等による地域指定

2-3-1 地球温暖化

京都市地球温暖化対策条例では、温室効果ガス削減目標として、2030年度までに1990年度比40%削減、そのための当面の目標として2020年度までに1990年度比25%削減することとしている。

(ア) 建築物排出削減計画書（CASBEE 京都-新築）

延べ面積2,000㎡以上の新築を行う建築物（特定建築物）については、建築物排出量削減計画書を工事着手予定日の21日前までに提出することが定められている。

(イ) 地域産木材の利用及び再生可能エネルギー利用設備

京都市地球温暖化防止条例により、特定建築物については、地域産木材の利用が義務付けられている。特定建築物又はその敷地に、再生可能エネルギー利用設備で、温室効果ガス排出量を削減する効果のあるものを設置することが義務付けられている。これらについて、工事着手予定日の21日前までに地域産木材利用及び再生可能エネルギー利用設備設置届出書を提出することが定められている。

2-3-2 大気質

(ア) 環境基準・京都市環境保全基準

環境基準・京都市環境保全基準は表2-3-2-1のとおりである。

表 2-3-2-1 環境基準・京都市環境保全基準一覧

項目	環境基準	京都市環境保全基準
二酸化硫黄 (SO ₂)	1時間値の1日平均値が0.04ppm以下 かつ1時間値が0.1ppm以下	1時間値の1日平均値が 0.02ppm以下
浮遊粒子状物質 (SPM)	1時間値の1日平均値が0.10mg/m ³ 以下 かつ1時間値が0.20mg/m ³ 以下	環境基準と同じ
微小粒子状物質 (PM2.5)	1年平均値15μg/m ³ 以下 かつ1日平均値が35μg/m ³ 以下	環境基準と同じ
二酸化窒素 (NO ₂)	1時間値の1日平均値が0.04ppmから 0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下	1時間値の1日平均値0.02ppm以下 ただし、当分の間、1時間値の1日 平均値0.04ppm以下
光化学オキシダント	1時間値が0.06ppm以下	環境基準と同じ
一酸化炭素 (CO)	1時間値の1日平均値が10ppm以下 かつ1時間値の8時間平均値が20ppm以下	1時間値の1日平均値5ppm以下
ベンゼン	1年平均値が0.003mg/m ³ 以下	環境基準と同じ
トリクロロエチレン	1年平均値が0.2mg/m ³ 以下	環境基準と同じ
テトラクロロエチレン	1年平均値が0.2mg/m ³ 以下	環境基準と同じ
ジクロロメタン	1年平均値が0.15mg/m ³ 以下	環境基準と同じ
ダイオキシン類	0.6pg-TEQ/m ³ 以下	環境基準と同じ
降下ばいじん	—	5t/km ² /月以下

(イ) 工場・事業場の規制基準

大気汚染防止法に基づき、硫黄酸化物に係る排出量の許容限界（K 値）、燃料規制、総量規制のほか、ばいじん及び有害物質等に係る規制基準が定められている。

2-3-3 水質

計画地は、公共下水道の整備区域内であり、下水道法に基づく排水規制を受ける。

2-3-4 騒音

(ア) 京都市環境保全基準

計画地は、騒音に係る環境基準の類型基準（平成 21 年 3 月 30 日京都市告示第 519 号）による地域の類型「C 地域のうち、車線を有する道路に面する地域」に該当する。類型による騒音に係る環境基準は表 2-3-4-1 のとおりである。

表 2-3-4-1 騒音に係る環境基準

地域の類型	時間の区分	
	昼間（6～22 時）	夜間（22～6 時）
C 地域のうち、車線を有する道路に面する地域	65dB 以下	60dB 以下

(イ) 騒音規制法及び関連条例等における工場・事業場の騒音規制基準

計画地は、騒音の規制基準（昭和 61 年 4 月 1 日京都市告示第 2 号，平成 24 年 3 月 30 日京都市告示第 455 号）による「第 4 種区域」に該当する。区域による騒音規制基準は表 2-3-4-2 のとおりである。

表 2-3-4-2 騒音の規制基準

区域の区分	基準値		
	昼間 8～18 時	朝・夕 6～8 時/18～22 時	夜間 22～6 時
第 4 種区域	70dB 以下	60dB 以下	55dB 以下

(ウ) 騒音規制法及び関連条例等における特定建設作業の騒音規制基準

計画地は、騒音規制法による区域区分「第 2 号区域」に該当する。区域による騒音規制基準は表 2-3-4-3 のとおりである。

表 2-3-4-3 騒音規制法による区域区分

既成の区域	第 2 号区域
騒音の大きさ	敷地境界において 85dB を超えないこと
作業のできない時間	午後 10 時から午前 6 時まで
1 日あたりの作業時間	14 時間以内
同一場所における作業時間	連続 6 日
日曜休日における作業	禁止

2-3-5 振動

(ア) 振動規制法及び関連条例等による工場・事業場の振動規制基準

計画地は、振動の規制基準（昭和 61 年 4 月 1 日京都市告示第 2 号，平成 24 年 3 月 30 日京都市告示第 455 号）による「第 2 種区域」に該当する。振動規制基準は表 2-3-5-1 のとおりである。

表 2-3-5-1 振動の規制基準

区域の区分	時間の区分	
	昼間（8～19 時）	夜間（19～8 時）
第 2 種区域	65dB 以下	60dB 以下

(イ) 振動規制法及び関連条例等による特定建設作業の振動規制基準

計画地は、振動規制法による区域区分「第 2 号区域」に該当する。振動規制基準は表 2-3-5-2 のとおりである。

表 2-3-5-2 振動規制法による区域区分

既成の区域	第 2 号区域
騒音の大きさ	敷地境界において 75dB を超えないこと
作業のできない時間	午後 10 時から午前 6 時まで
1 日あたりの作業時間	14 時間以内
同一場所における作業時間	連続 6 日
日曜休日における作業	禁止

2-3-6 自然環境の保全に係るもの

計画地は、京都市地球温暖化対策条例第 50 条による緑化重点地区（市街化区域）に該当し、敷地面積が 1,000 m²以上の新築のため、緑化施設の設置義務がある。設置面積については表 2-3-6-1 のとおりである。

なお、太陽光発電装置の面積は、太陽光発電装置のパネル、架台等に係る水平投影面積の合計を緑化面積に算入することができる。

表 2-3-6-1 緑化重点地区における緑化施設の面積

区分	緑化施設の面積
地上部	次に掲げる算式により算定した面積のうち、いずれか小さい面積以上 ① (敷地面積－建築面積) × 15% ② (敷地面積－敷地面積×法定建蔽率×0.8) × 15%
建築物の屋上等 ^{※1}	屋上面積 ^{※2} × 20%

※1 「建築物の屋上等」とは、建築物の屋根の部分のうち、人が出入りすることができる部分（以下「屋上」という）、外壁、ベランダ又はバルコニーをいう。

※2 「屋上面積」とは、屋上のうち、建築物の管理に必要な施設の用途に供する部分の面積（空調施設や屋上駐車場など）を除いた面積をいう。

2-3-7 廃棄物等

一定規模以上の建築物の解体工事（80 m²以上）や新築工事（500 m²以上）に関しては，建設工事に係る資源の再資源化等に関する法律（建設リサイクル法）により，コンクリートやアスファルト，木材（特定建設資材）について現場で分別することが義務付けられている。また，分別解体によって生じたコンクリート廃材，鉄筋コンクリート廃材等，アスファルト廃材，廃木材（特定建設資材廃棄物）については，再資源化が義務付けられている。

一定規模以上の床面積（1,000 m²）をもつ，事業用に供する建築物の所有者は，京都市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例により，事業系廃棄物の抑制を図らなくてはならない。事業用大規模建築物減量計画書を年に1回提出することが義務付けられているほか，廃棄物管理責任者の選任や，事業系廃棄物の保管場所の設置などを行わなければならない。

2-3-8 都市計法等

(ア) 用途地域・高度地区

計画地は、図 2-3-8-1 のとおり、「工業地域」に該当する。

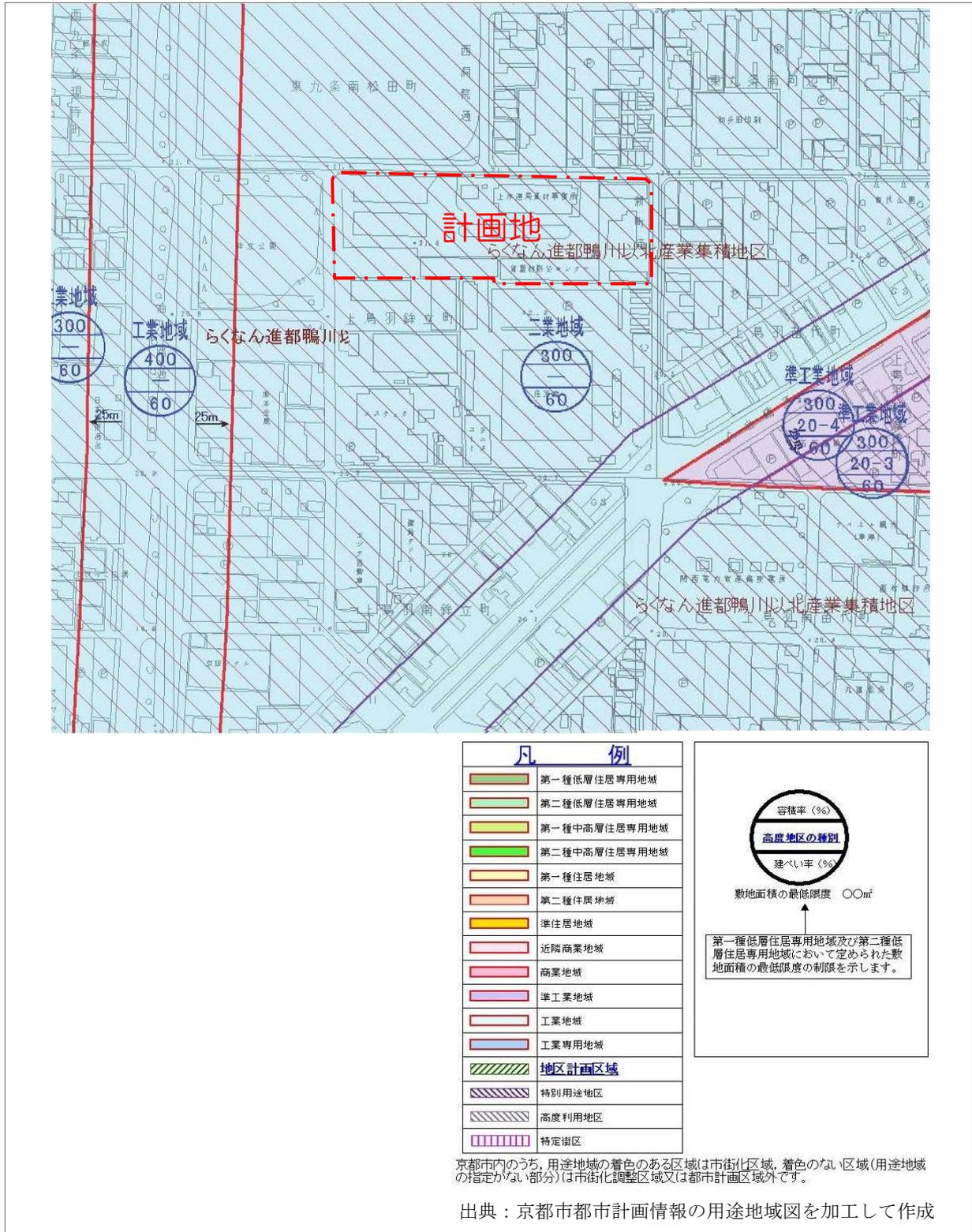


図 2-3-8-1 用途地域・高度地区図

(イ) 特別用途地区

計画地は、「らくなん進都鴨川以北産業集積地区」に該当する。制限内容は表 2-3-8-2 のとおりである。

表 2-3-8-2 らくなん進都鴨川以北産業集積地区制限内容

名称	らくなん進都鴨川以北産業集積地区
位置	らくなん進都鴨川以北産業集積地区に係る都市計画の決定告示があった区域 (おおむね、鴨川以北、十条通以南で国道 1 号線周辺までの範囲 (一部を除く))
目的	京都市では、保全・再生・創造の土地利用を基本としながら、暮らしやすく地球環境への負荷が少ない都市構造を実現するために、交通拠点の周辺に都市機能を集積させる取組を進めている。その取組の一つとして、らくなん進都の取組を進めている地域のうち、交通機関の利便性をいかし、産業機能の集積が進みつつある地区において建築物の制限に関し必要な事項を定めることにより、京都市の経済基盤の強化に寄与する土地利用の促進を目的とする。
制限内容	<p>らくなん進都鴨川以北産業集積地区の区域内(建築物の敷地がらくなん進都鴨川以北産業集積地区の区域の内外にわたる場合を含む)においては、次に掲げる建築物以外の建築物は建築できない。</p> <p>ア 工場</p> <p>イ 研究施設</p> <p>ウ 事務所</p> <p>エ アからウまでの建築物に付属する建築物</p> <p>オ アからエまでの用途以外の用途(住宅、共同住宅、商業施設など)に供する部分の床面積の合計が、次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に掲げる面積以下である建築物</p> <p>(ア) 建築物の敷地がらくなん進都鴨川以北産業集積地区の区域内にある場合 (イ)に該当する場合を除く 建築物の敷地面積が存する区域に指定されている容積率(以下「指定容積率」という)の限度から 100%を減じた数値を乗じて得た面積</p> <p>(イ) 建築物の敷地が、らくなん進都鴨川以北産業集積地区内の指定容積率の異なる 2 以上の区域にわたる場合 当該各区域内にある建築物の敷地の各部分の面積に当該各区域の指定容積率の限度から 100%を減じた数値を乗じて得た面積の合計</p> <p>(ウ) 建築物の敷地がらくなん進都鴨川以北産業集積地区の区域の内外にわたる場合 らくなん進都鴨川以北産業集積地区内にある建築物の敷地の部分について、ア又はイの例により算定した面積と、らくなん進都鴨川以北産業集積地区外にある建築物の敷地の部分の面積に当該区域の指定容積率の上限の数値を乗じて得た面積の合計</p>

2-3-9 景観規制等

(ア) 京都市眺望景観創生条例

計画地は、京都市眺望景観創生条例における「遠景デザイン保全区域」に該当する。規制対象は表 2-3-9-1 のとおりである。

表 2-3-9-1 京都市眺望景観創生条例規制対象

種別	遠景デザイン保全区域
目的	視点場から視認することができる建築物等が優れた眺望景観を阻害しないように、建築物等の色彩を規制する区域
規制対象項目	建築物の屋根（色彩）、外壁等（色彩）

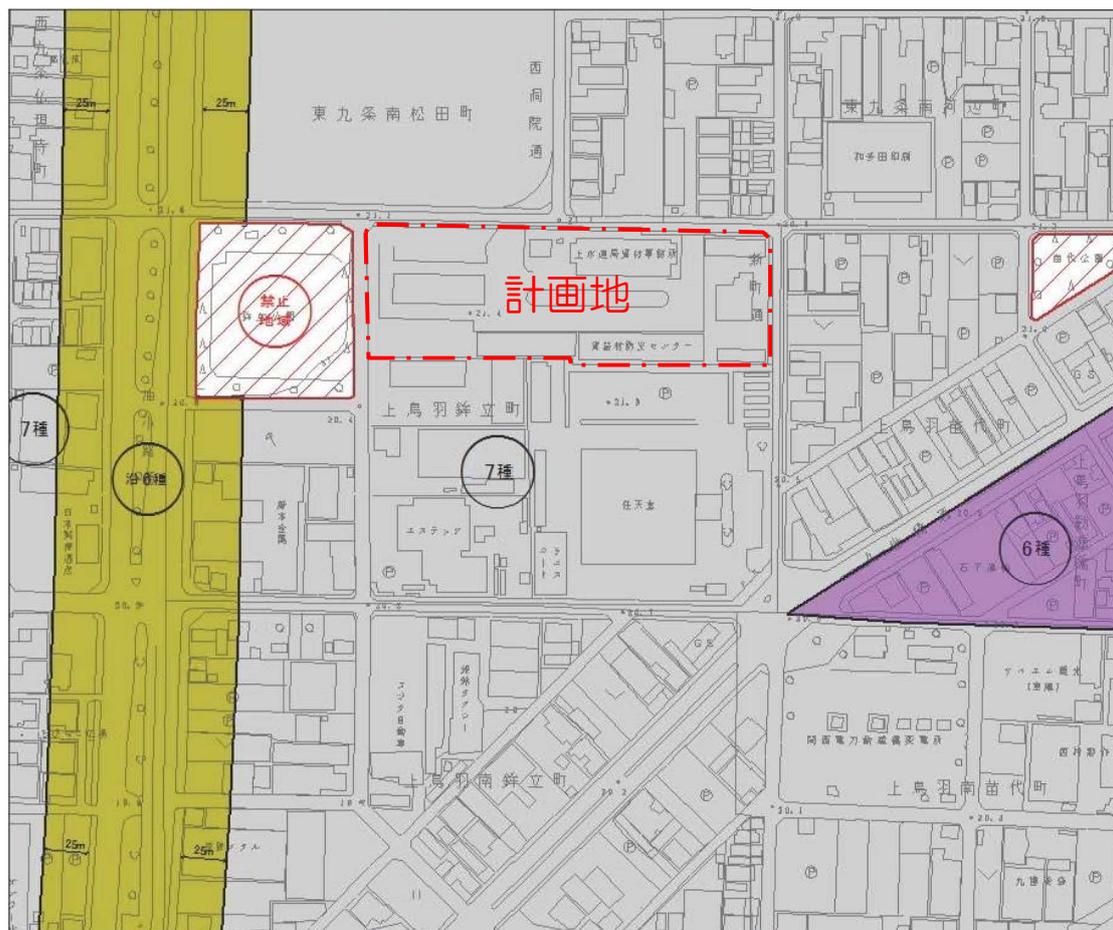
なお、計画地は、景観保全区域、伝統的建造物群保存地区、景観地区、景観計画区域、風致地区、近郊緑地保全区域、自然風景保全地区のいずれも区域外・地区外である。

(イ) 屋外広告物規制

計画地は、京都市屋外広告物等に関する条例における「第 7 種地域」に該当する。規制内容は表 2-3-9-2 のとおりである。

表 2-3-9-2 京都市屋外広告物等に関する条例規制内容

種別	主な内容	
第 7 種地域	最上部の高さ	20m
	表示率	25/100
	面積の合計	規制なし
	突出型屋外広告物等	出幅 1.5m 以内（高さが 4m 以下の場合、出幅は 1m 以内）



凡 例	
一般地域	
	第1種地域
	第2種地域
	第3種地域
	第4種地域
	第5種地域
	第6種地域
	第7種地域
	第3種地域及び沿道型第5種地域特定第1地区 (重複指定)
沿道型地域	
	沿道型第1種地域
	沿道型第1種地域特定地区
	沿道型第2種地域
	沿道型第2種地域特定地区
	沿道型第3種地域
	沿道型第3種地域特定地区
	沿道型第4種地域
	沿道型第4種地域特定地区
	沿道型第5種地域
	沿道型第5種地域特定第1地区
	沿道型第5種地域特定第2地区
	沿道型第6種地域
歴史遺産型地域	
	歴史遺産型第1種地域
	歴史遺産型第2種地域
その他の地域等	
	屋外広告物等特別規制地区
	屋外広告物等に関する条例第11条第1項第6号に規定する鉄道等及びその隣接区域※1)
	屋外広告物禁止地域※2)
	世界遺産界

出典：京都市都市計画情報の屋外広告物規制参考図を加工して作成

図 2-3-9-3 屋外広告物規制地域図

2-3-10 その他の規制等

その他の規制項目を表 2-3-10-1 に示す。

表 2-3-10-1 その他規制項目

項目	内容
計画地	京都市南区上鳥羽鉾立町 11-3, 11-4
用途地域	工業地域
建蔽率	60%
容積率	300%
日影規制	なし※
高度地区	なし
防火地域	準防火地域
都市施設	なし
既成都市区域	なし
宅地造成工事規制区域	なし
生産緑地地区	なし
急傾斜地崩壊危険区域	区域外
土砂災害特別警戒区域	区域外
建築協定区域	区域外
地域景観づくり協議地区	地区外

※ 京都市中高層建築物等の建築等に係る住環境の保全及び形成に関する条例施行規則第 9 条により中高層建築物の高さの制限に関する指導の対象外

第3章 複数案の概要及び検討

3-1 複数案の概要

第2章までの内容を踏まえ、庁舎棟、駐車場棟、活動スペースの配置について、3つの案で検討を行った。

(現状)

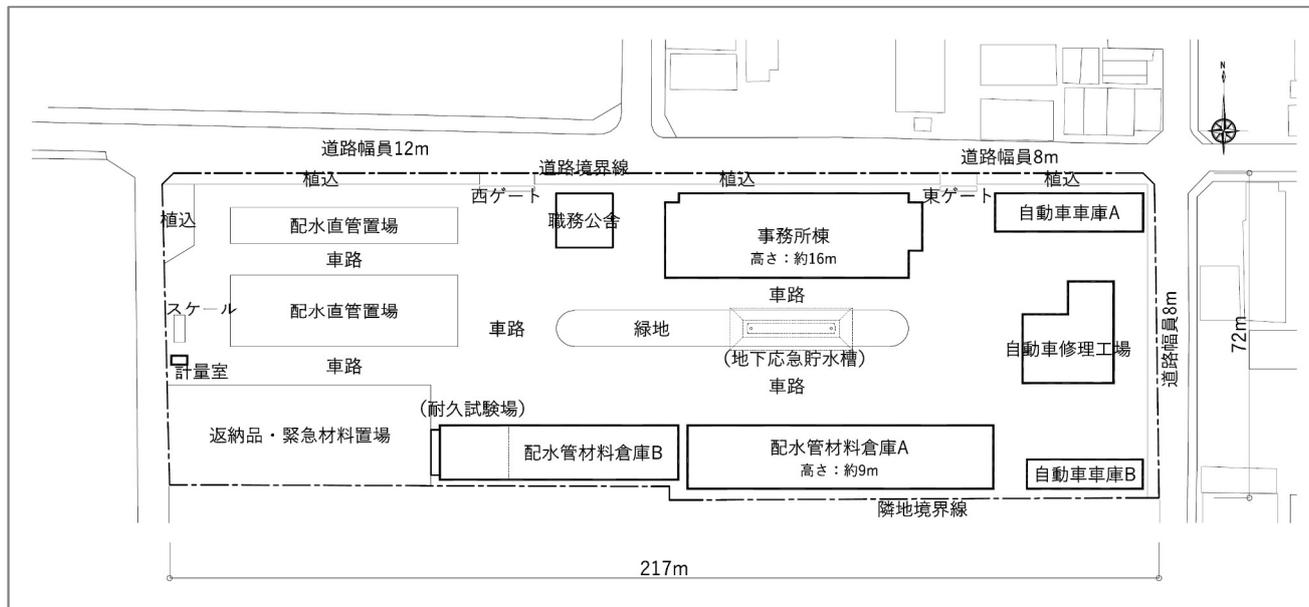


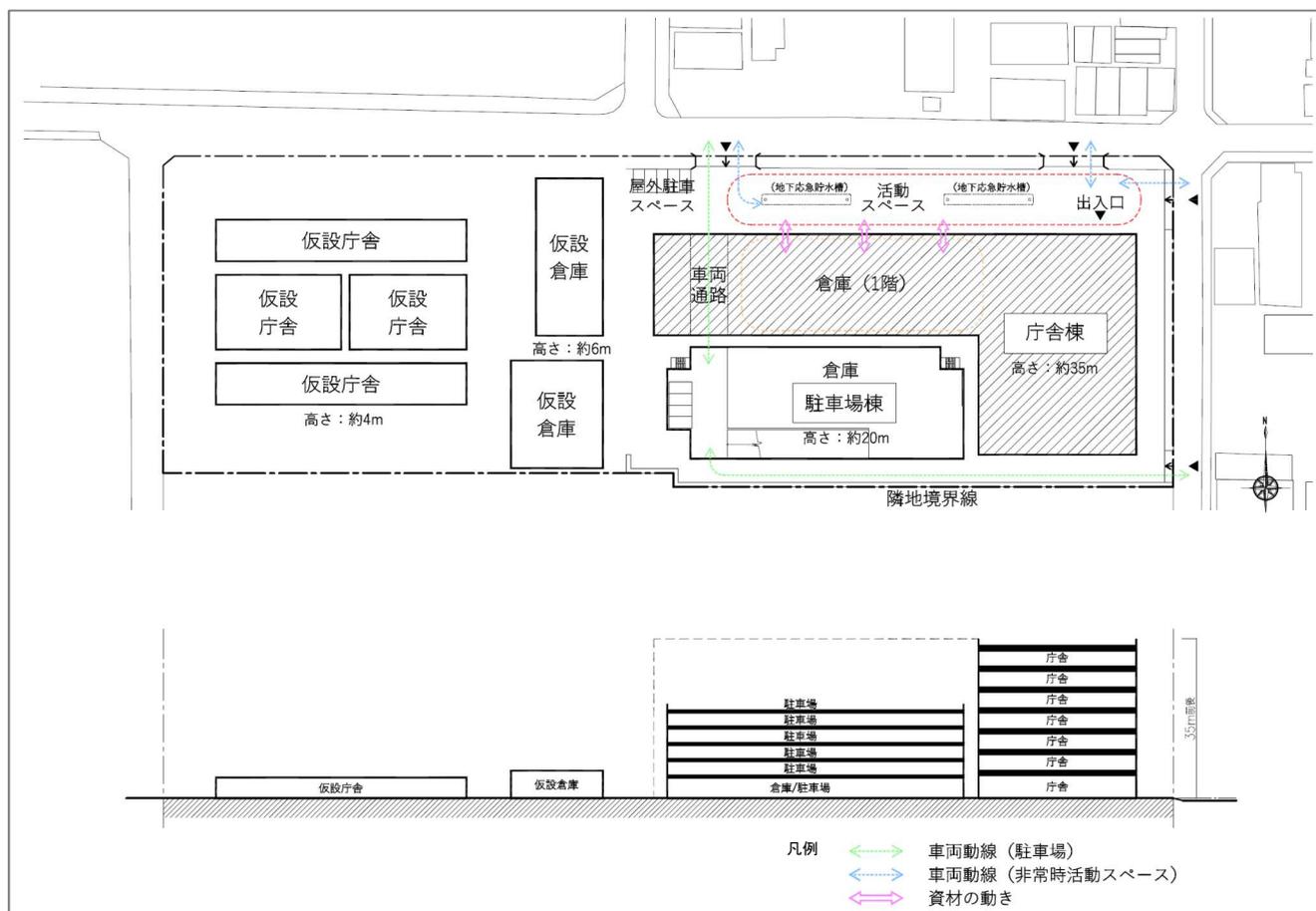
図 3-1-1 現況配置図

出典：国土地理院の基盤地図情報を加工して作成

(概要)

現状は、図 3-1-1 で示す通り、事務所棟が計画地の北側に設置され、地下応急貯水槽が埋設された計画地の中央部分を囲むように、南側に配水管材料倉庫A及びB, 東側に自動車車庫等を設置している。

① 1フロアの面積を広くした案



出典：国土地理院の基盤地図情報を加工して作成

図 3-1-2 フロアの面積を広くした案

(特徴)

- ・ 庁舎棟の主たる出入口を北側に設定する。
- ・ 1フロアの面積が広いので、関係部署を1フロアにまとめて配置しやすい。
- ・ 敷地北側に活動スペースを設ける。
- ・ 駐車場棟は庁舎棟の南側に設置する。
- ・ 計画地の西側部分には、仮設庁舎、仮設倉庫を設置する。

② 建物の高さを高くした案

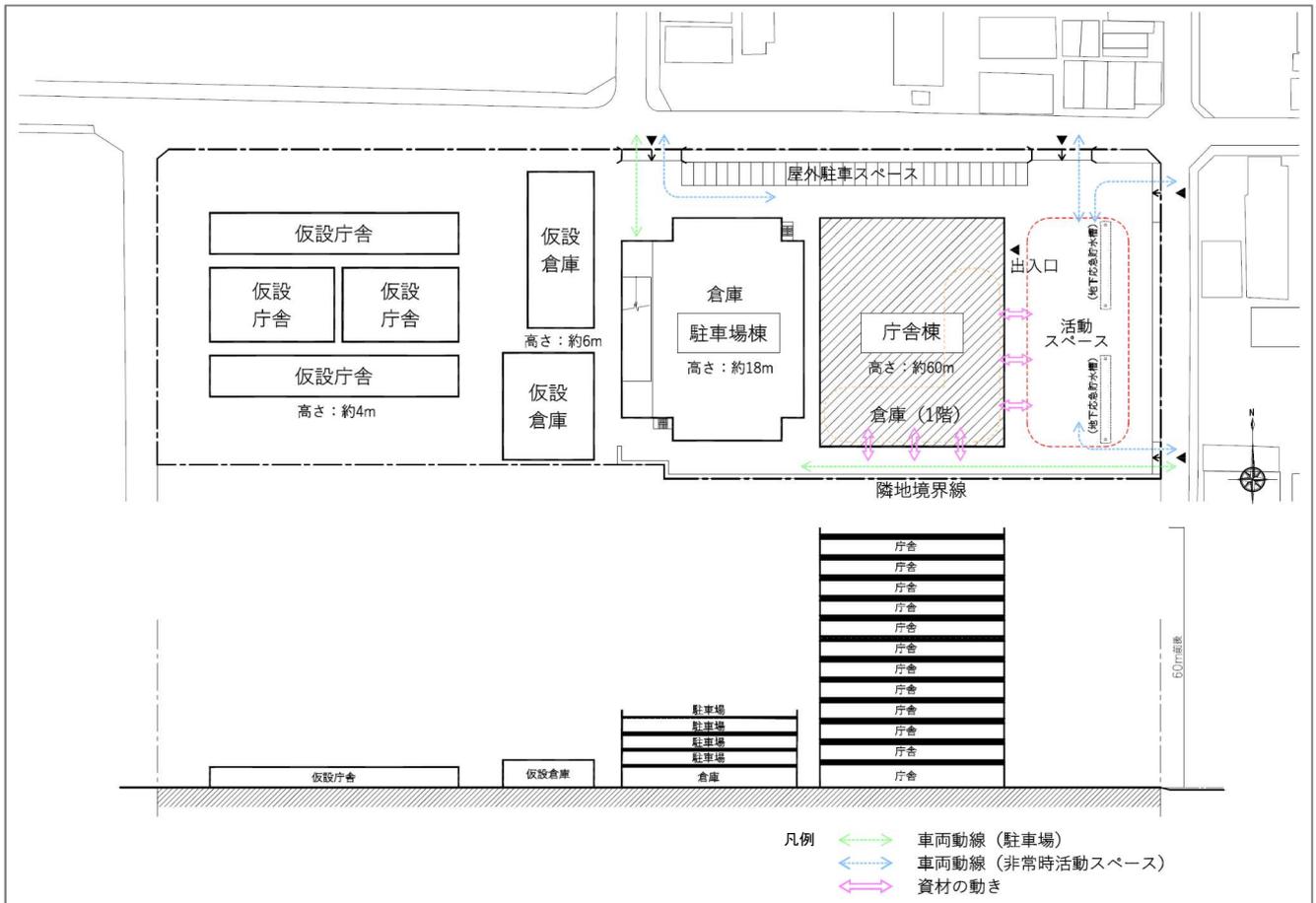


図 3-1-3 建物の高さを高くした案

出典：国土地理院の基盤地図情報を加工して作成

（特徴）

- ・ 庁舎棟の主たる出入口を東側に設定する。
- ・ 庁舎棟を中央に配置し、周辺からの離隔距離を確保したうえで、できるだけ上部空間を生かす。
- ・ 敷地東側に活動スペースを設ける。
- ・ 駐車場棟は庁舎棟の西側に設置する。
- ・ 計画地の西側部分には、仮設庁舎、仮設倉庫を設置する。

3-2 環境影響要因及び環境要素関連表

計画において、環境に影響を及ぼすと想定される環境要素を、表 3-2-1 のとおり選定した。

表 3-2-1 環境影響要因及び環境要素関連表

環境要素		環境要因	工事	存在	供用	選定理由
大気環境	大気質		◎			<ul style="list-style-type: none"> 建設機械による大気質，騒音，振動の影響が想定される。 空調機器の稼働による騒音の影響が想定される。 災害時は，給水車等の緊急対応車両の出入りが想定される。 災害時の応急給水等の活動は，地下貯水槽の位置を中心に活動することから，近隣への影響に差が出る可能性がある。 建物配置により近隣への影響に差が出る可能性がある。
	騒音・低周波音		◎		◎	
	振動		◎			
	悪臭					
水環境	水質（地下水の水質を除く）					<ul style="list-style-type: none"> 排水は公共下水道を利用するため影響は想定されない。 地下階は無いが地下水位は高いため，水質に影響の少ない工法検討が必要である。
	水底の底質					
	地下水の水質及び水位		○△			
土壌に係る環境 その他の環境	地形・地質		○△			<ul style="list-style-type: none"> 新たに地形，地質，地盤に変化を及ぼすが，各案での差異はない。
	地盤		○△			
	土壌		○△			
生物の多様性の 確保及び自然環 境の体系的保全	動物		○△		○△	<ul style="list-style-type: none"> 建設時及び供用時に影響を及ぼす可能性があるが，各案での差異はない。
	植物		○△		○△	
	生態系		○△		○△	
人と自然等との 豊かな触れ合い	景観			◎		<ul style="list-style-type: none"> 建物形状により景観が異なる。
	人と自然との触れ合いの活動の場					<ul style="list-style-type: none"> 計画地は市街地であり特に影響は想定されない。
	文化財					<ul style="list-style-type: none"> 埋蔵文化財包蔵地外である。
環境への負荷	廃棄物等		○△		○△	<ul style="list-style-type: none"> 建設にともなう廃棄物（解体建物，残土等）の発生が想定されるが，各案による差異はない。
	温室効果ガス等		○△		○△	<ul style="list-style-type: none"> エネルギーの使用による影響が想定されるが，各案による差異はない。
人の生活に密接 に関わる生活環 境の保全	風害			○		<ul style="list-style-type: none"> 建物形状により，近隣に影響を及ぼす可能性がある。
	電波障害			○		<ul style="list-style-type: none"> 建物形状により，近隣に影響を及ぼす可能性がある。
	日照障害			◎		<ul style="list-style-type: none"> 建物位置により，近隣に影響を及ぼす可能性がある。
その他	その他					

◎：重大な影響を受けるおそれのある環境要素（計画段階環境配慮の対象）

○：影響を受けるおそれのある環境要素（計画段階環境配慮の対象外）

△：いずれの案であっても差がない環境要素（計画段階環境配慮の対象外）

3-3 現状と予測

【大気質・騒音・振動】

本事業では、工事中の建設機械の稼働及び工事関係車両の走行に伴う大気質の汚染、騒音、振動の発生が考えられ、配慮が必要である。

また、建物の供用による騒音の発生が想定され、配慮が必要である。

(ア) 現状

- ・ 大気質の観測データより、計画地内に大気汚染源はないと想定される。
- ・ 建物からの騒音による近隣への影響は特に生じていない。

(イ) 予測

< 工事による影響（騒音） >

《各案共通》

- ・ 工事車両出入り口は既存の出入り口を利用することが可能なため、新たな歩道の切り下げや出入り口の新設は必要ない。
- ・ 工事車両のアプローチについては、各案とも差異はない。西側の油小路通又は南側の久世橋通から進入することで、戸建て住宅が集中する敷地北東角の交差点を通過しない計画とすれば、近隣住民への影響は抑えることができる。
- ・ 北側の住宅地に対しては、北側道路と工事ヤード（活動スペースや屋外駐車スペース）が緩衝帯となり、影響を抑えることができる。
- ・ 西側の鉾立公園に対しては、西側道路をはさむものの、仮設建物建設時には近接することになり、配慮が必要となる。計画建物建設時には敷地の西半分が緩衝帯となるため、影響をかなり抑えることができる。
- ・ 南側の事務所に対しては、道路をはさんでいないため、計画建物が近接することとなり、配慮が必要である。

《①案》

- ・ 東側の住宅地に対しては、道路をはさんでいるものの、計画建物の位置が東寄りにあるため、影響について配慮が必要である。

《②案》

- ・ 東側の住宅地に対しては、工事ヤード（活動スペース）が緩衝帯となり、影響を抑えることができる。

《③案》

- ・ 東側の住宅地に対しては、道路をはさんでいるものの、計画建物の位置が東寄りにあるため、影響について配慮が必要である。

< 供用による影響（騒音） >

《各案共通》

- ・ 北側の住宅地に対しては、活動スペースや屋外駐車スペースが緩衝帯となるため、影響を抑えることができる。
- ・ 西側の鉾立公園に対しては、仮設庁舎棟供用時には近接するため配慮が必要だが、計画庁舎棟供用時には敷地西側が緩衝帯となるため、影響をかなり抑えることができる。
- ・ 南側の事務所に対しては、計画建物が近接するため、配慮が必要である。
- ・ 災害時には、給水車等の緊急対応車両の出入りがあるが、いずれの案も出入口の位置が同じため、差異はない。

《①案》

- ・ 東側の住宅地に対しては、道路をはさんでいるものの、計画建物が近接するため配慮が必要である。
- ・ 災害時の応急給水等の活動では、北側の住宅地に対しては、道路をはさんでいるものの、近接するため配慮が必要である。

《②案》

- ・ 東側の住宅地に対しては、活動スペースが緩衝帯となるため、影響を抑えることができる。
- ・ 災害時の応急給水等の活動では、東側の住宅地に対しては、道路をはさんでいるものの、近接するため配慮が必要である。

《③案》

- ・ 東側の住宅地に対しては、道路をはさんでいるものの、計画建物が近接するため配慮が必要である。
- ・ 災害時の応急給水等の活動では、北側の住宅地に対しては、道路をはさんでいるものの、近接するため配慮が必要である。

【景観】

計画建物の配置により景観に与える影響が異なるため、検討及び配慮が必要である。

(ア) 現状

- ・ 敷地西側は資器材置場として空地になっているため、視界が大きく開かれている。
- ・ 最も大きなボリュームの事務所棟は敷地の東側（道路側）に設置されている。

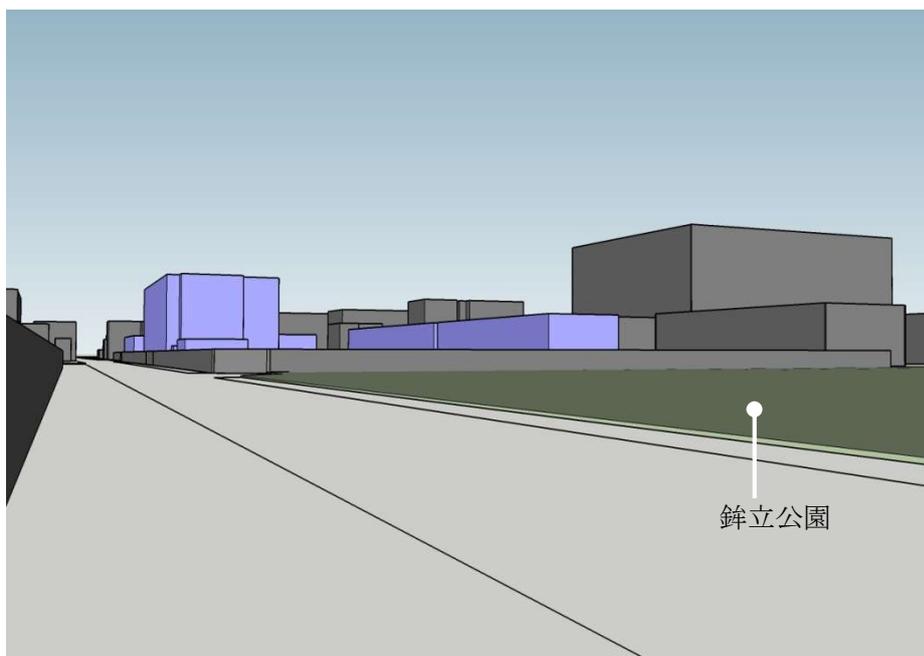


図 3-3-現状(1) 透視図 a 敷地北西側から見る（遠景）

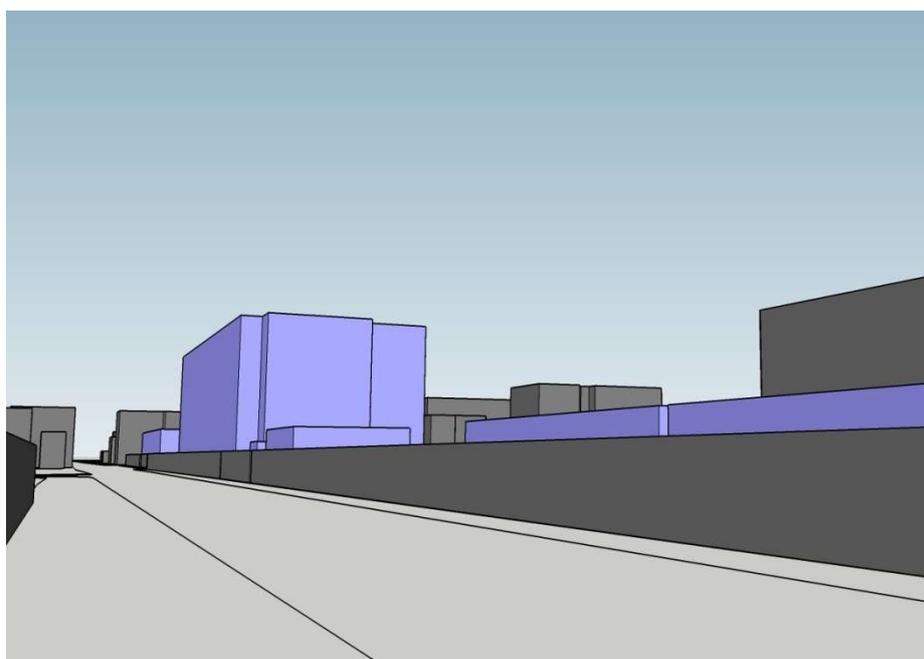


図 3-3-現状(2) 透視図 b 敷地北西側から見る（近景）

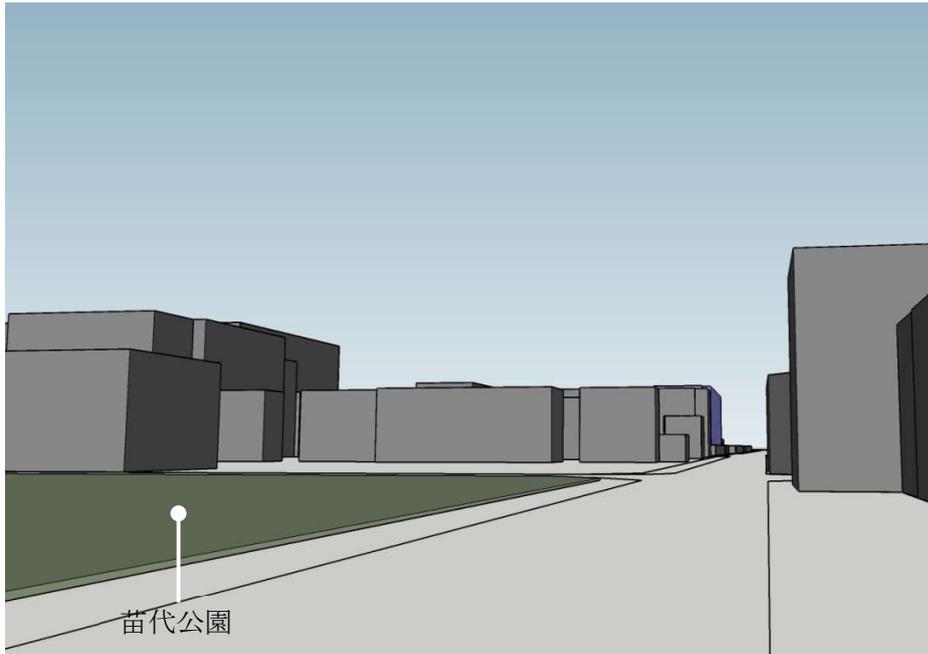


図 3-3-現状(3) 透視図 c 敷地北東側から見る (遠景)

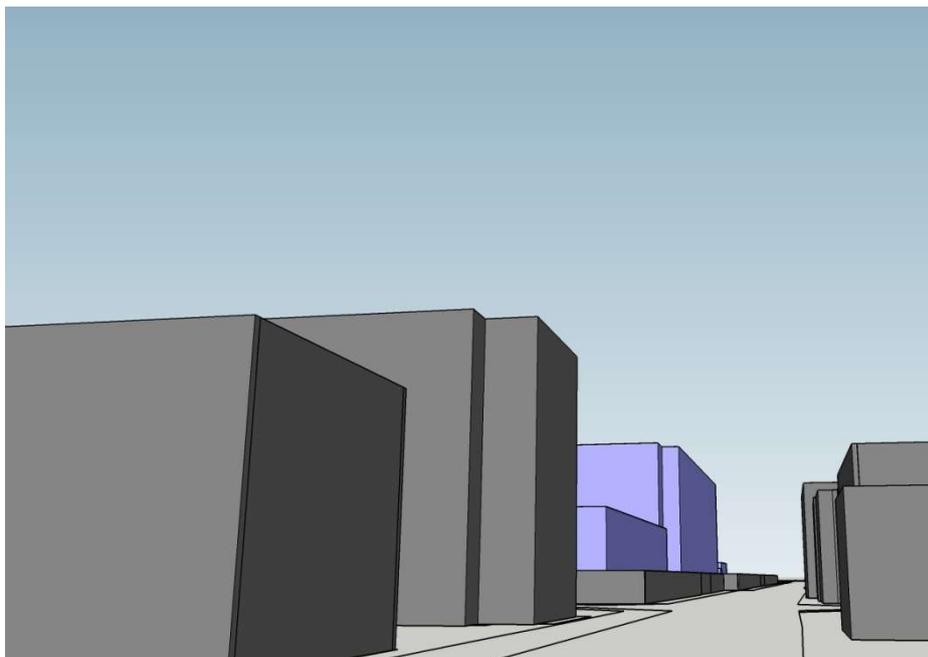


図 3-3-現状(4) 透視図 d 敷地北東側から見る (近景)



出典：国土地理院の基盤地図情報を加工して作成

図 3-3-現状(5) 各透視図の視点位置図

(イ) 予測

<①案>

- ・ 仮設棟は高さが低いため塀の上から少しだけ見える程度で、敷地西側は視界が大きく開かれている。
- ・ 庁舎棟は東西に長いボリュームのため、北側道路に対して圧迫感が大きくなる。
- ・ 敷地北西側からは、庁舎棟の高さが抑えられているため、視線の抜けが大きくなる。
- ・ 敷地北東側からは、庁舎棟のボリュームが東西に長いものの、高さが抑えられているため、圧迫感は②案と③案に比べて抑えられている。

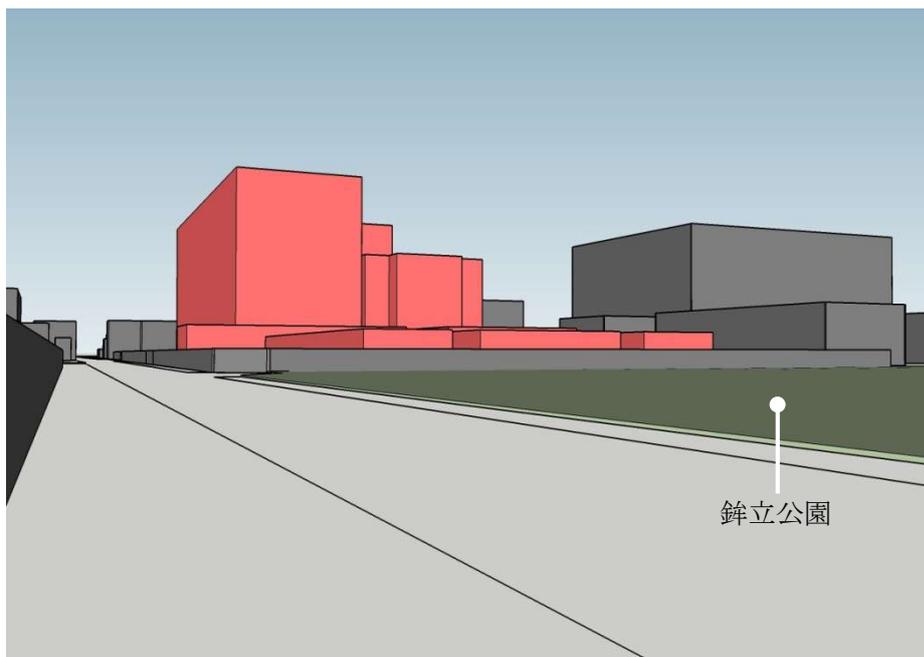


図 3-3-①案(1) 透視図 a 敷地北西側から見る（遠景）

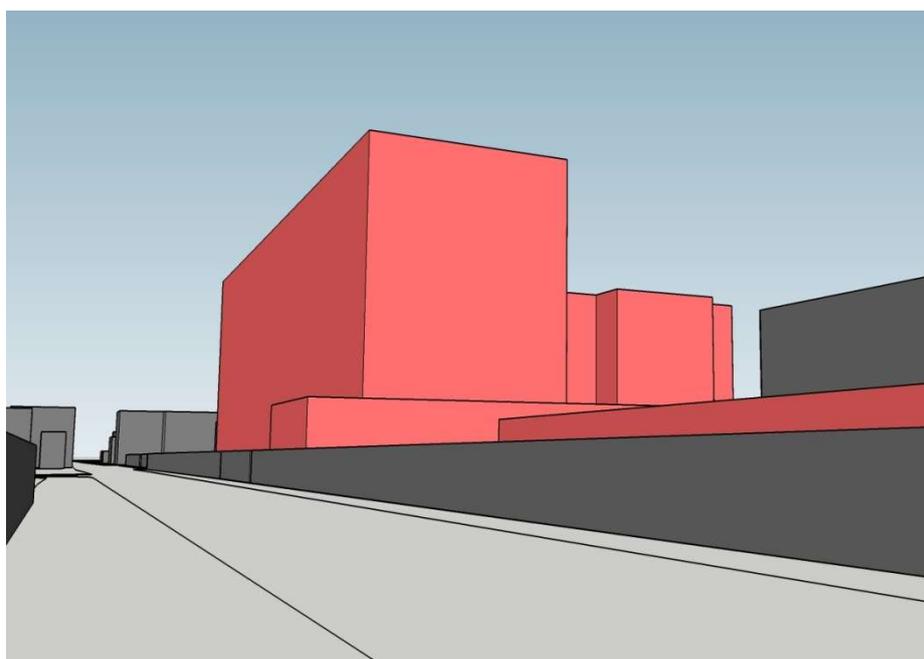


図 3-3-①案(2) 透視図 b 敷地北西側から見る（近景）

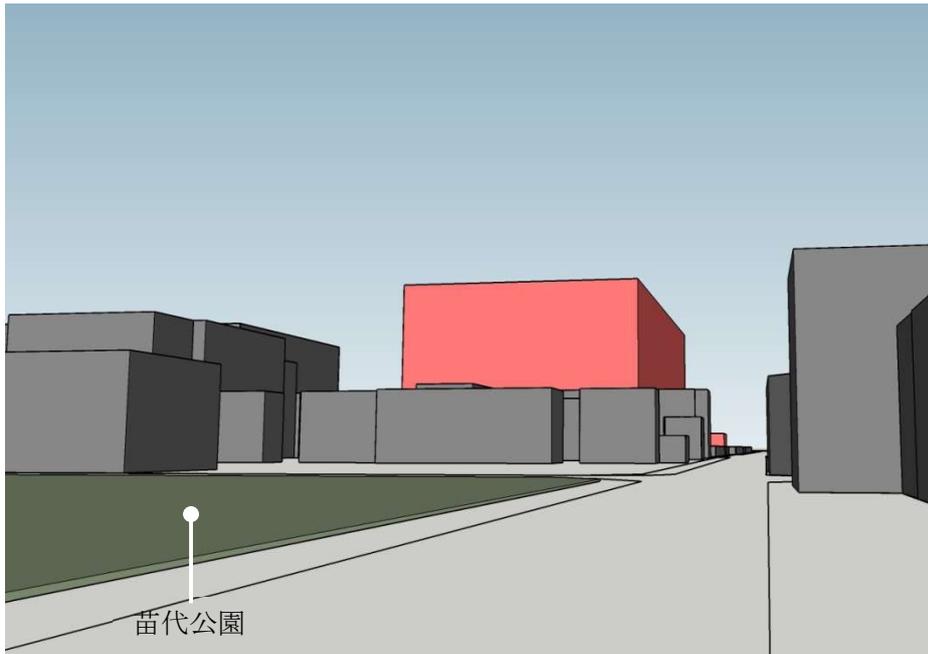


図 3-3-①案(3) 透視図 c 敷地北東側から見る（遠景）

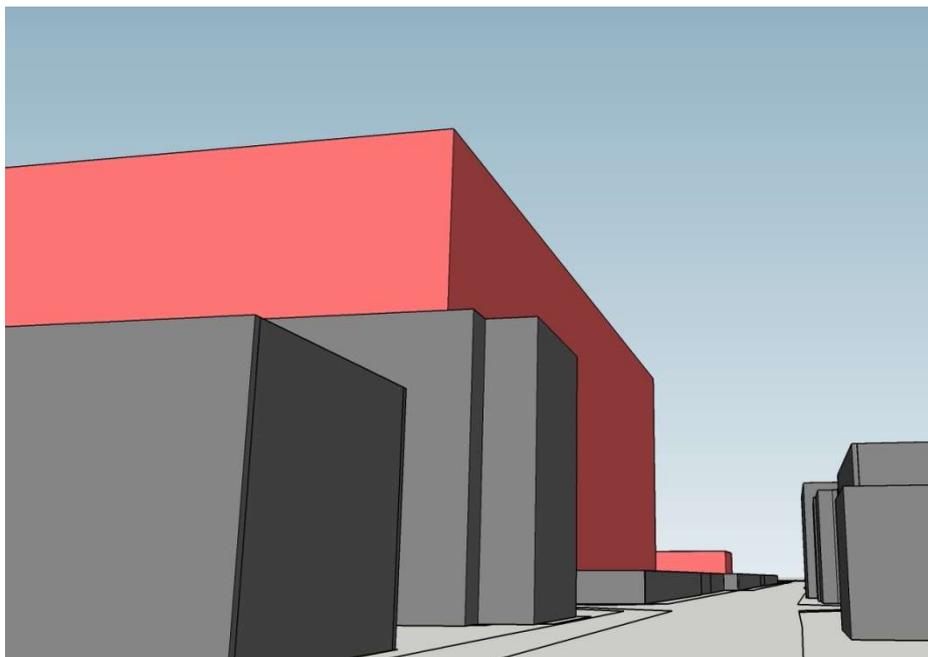


図 3-3-①案(4) 透視図 d 敷地北東側から見る（近景）



出典：国土地理院の基盤地図情報を加工して作成

図 3-3-①案(5) 各透視図の視点位置図

<②案>

- ・ 仮設棟は高さが低いため塀の上から少しだけ見える程度で，敷地西側は視界が大きく開かれている。
- ・ 庁舎棟は東西に短いボリュームのため，北側道路に対しての圧迫感は①案に対して小さくなる。
- ・ 敷地北西側からは，庁舎棟の高さが大きいため，視線の抜けは①案に対して小さくなる。
- ・ 敷地北東側からは，庁舎棟が高いため，①案に対して圧迫感があり，視線の抜けが小さい。

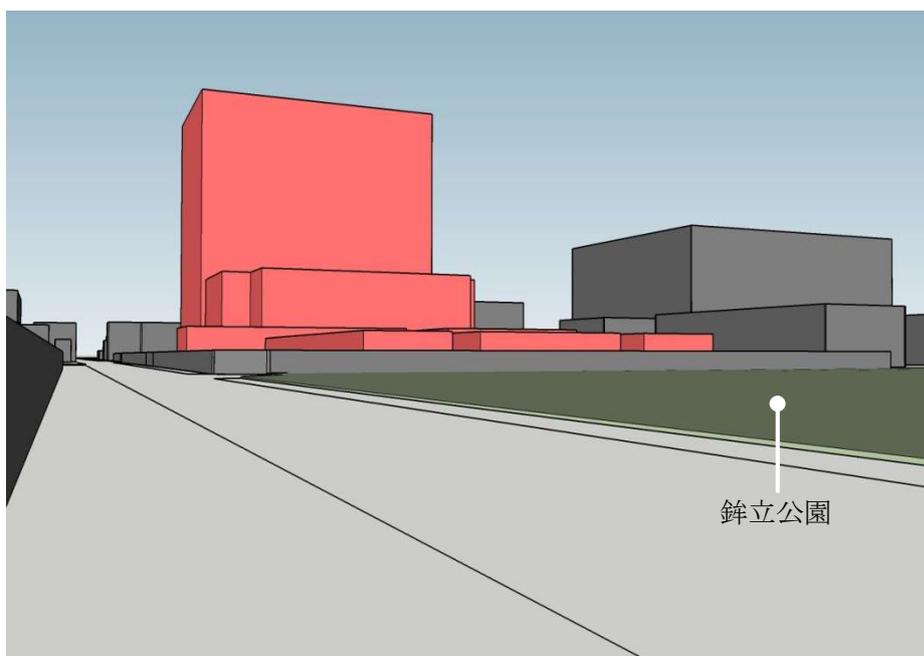


図 3-3-②案(1) 透視図 a 敷地北西側から見る（遠景）

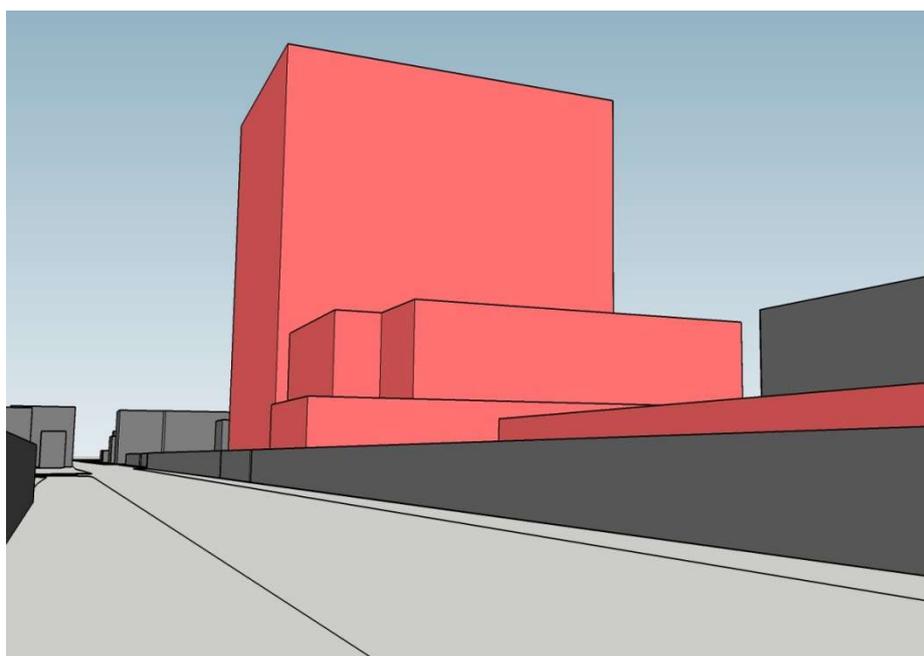


図 3-3-②案(2) 透視図 b 敷地北西側から見る（近景）

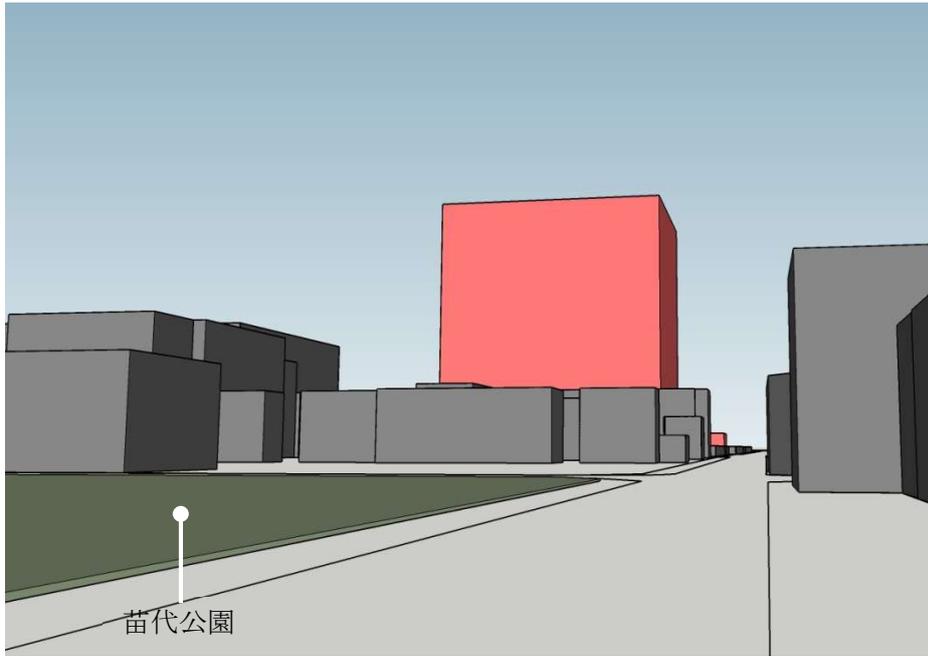


図 3-3-②案(3) 透視図 c 敷地北東側から見る（遠景）

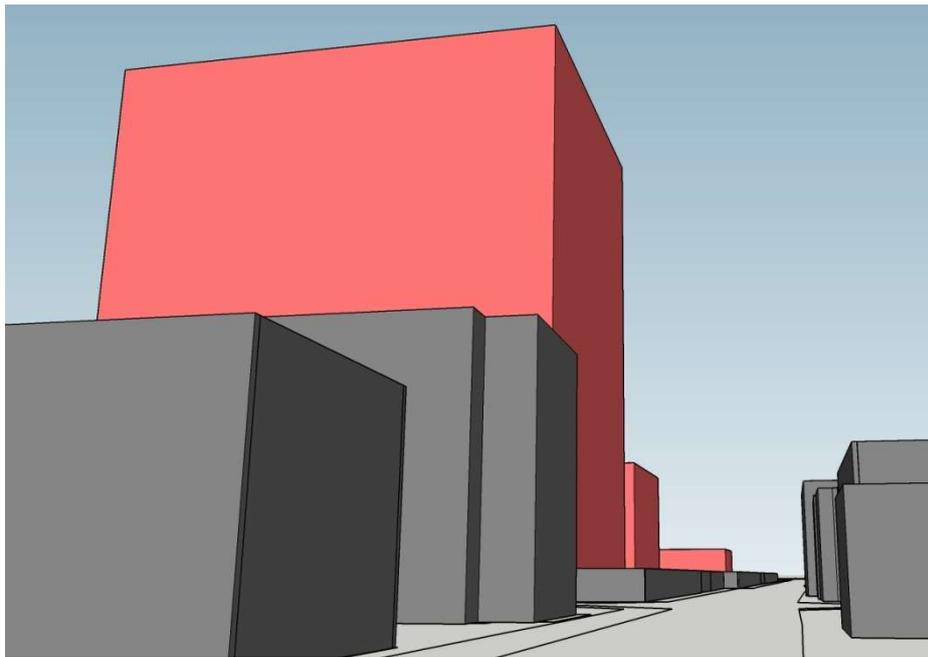


図 3-3-②案(4) 透視図 d 敷地北東側から見る（近景）



出典：国土地理院の基盤地図情報を加工して作成

各図 3-3-②案(5) 各透視図の視点位置

<③案>

- ・ 仮設棟は高さが低いため塀の上から少しだけ見える程度で、敷地西側は視界が大きく開かれている。
- ・ 庁舎棟は東西にやや長いボリュームのため、北側道路に対しての圧迫感は、①案に対して小さくなるが、②案に対して大きくなる。
- ・ 敷地北西側からは、庁舎棟の西側部分が高くなっているため、視線の抜けは①案に対して小さくなる。
- ・ 敷地北東側からは、庁舎棟が高いため、①案に対して圧迫感があり、視線の抜けが小さい。

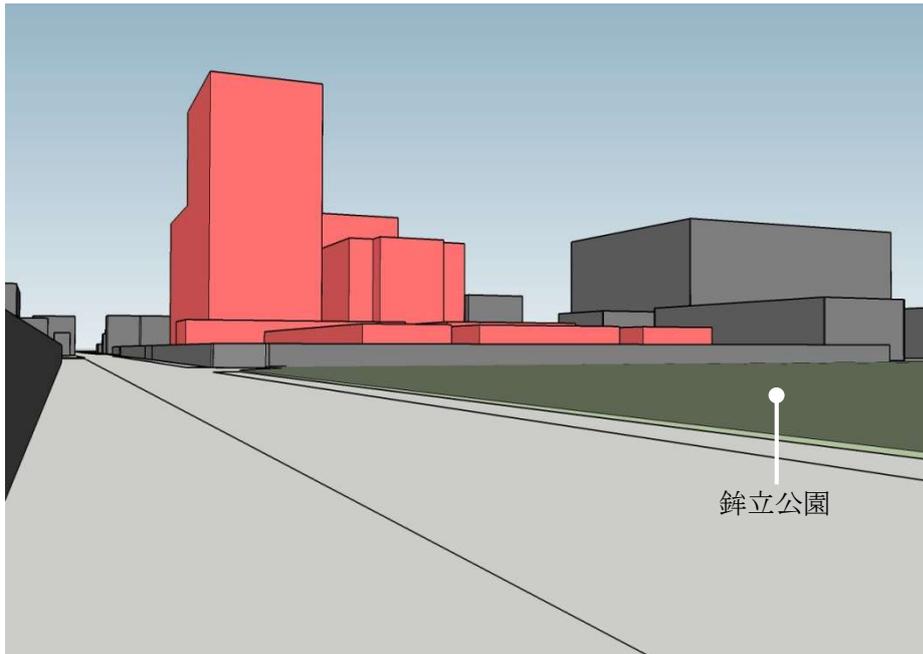


図 3-3-③案(1) 透視図 a 敷地北西側から見る（遠景）

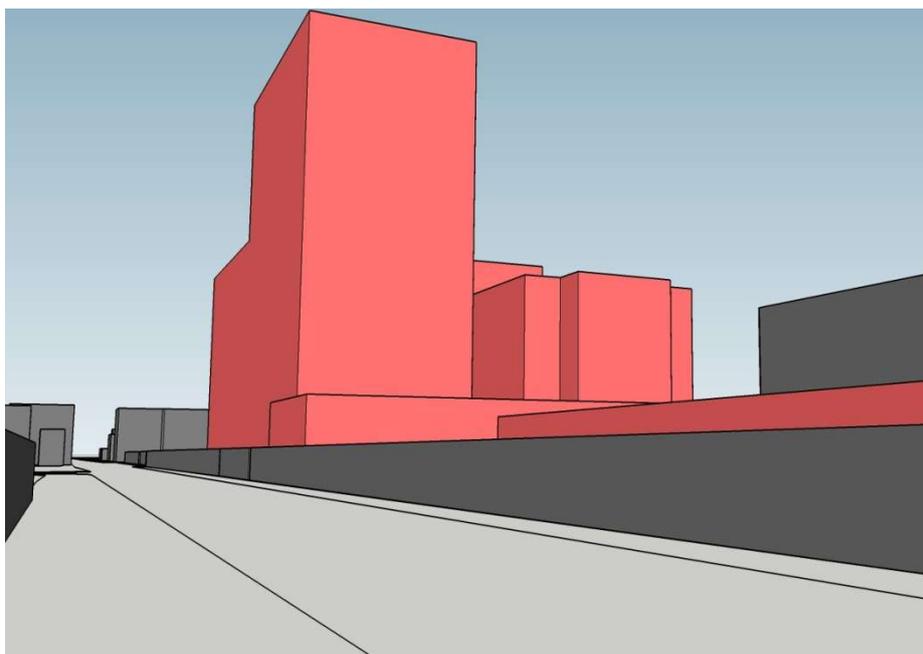


図 3-3-③案(2) 透視図 b 敷地北西側から見る（近景）

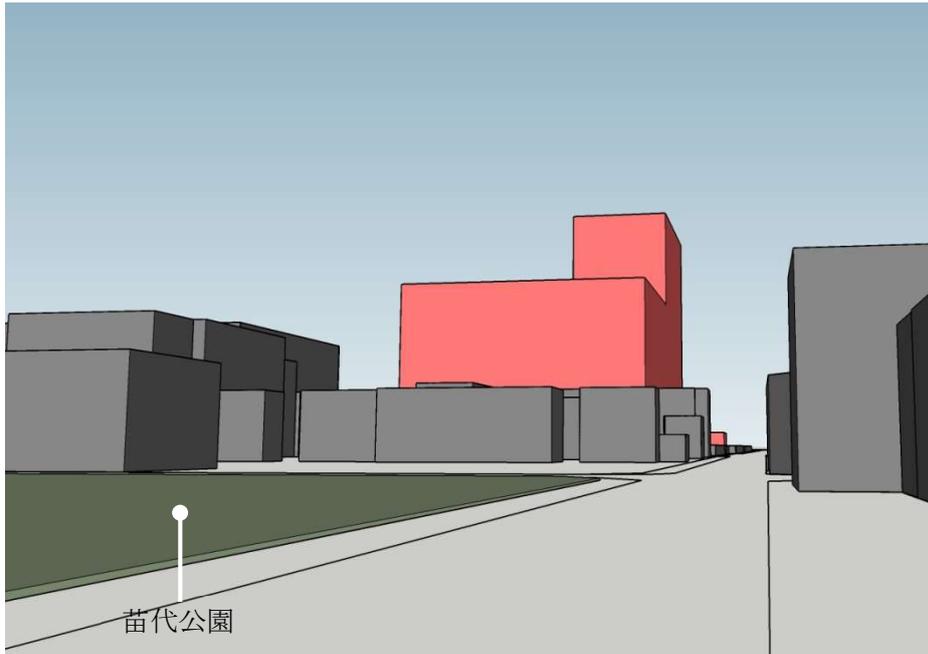


図 3-3-③案(3) 透視図 c 敷地北東側から見る（遠景）

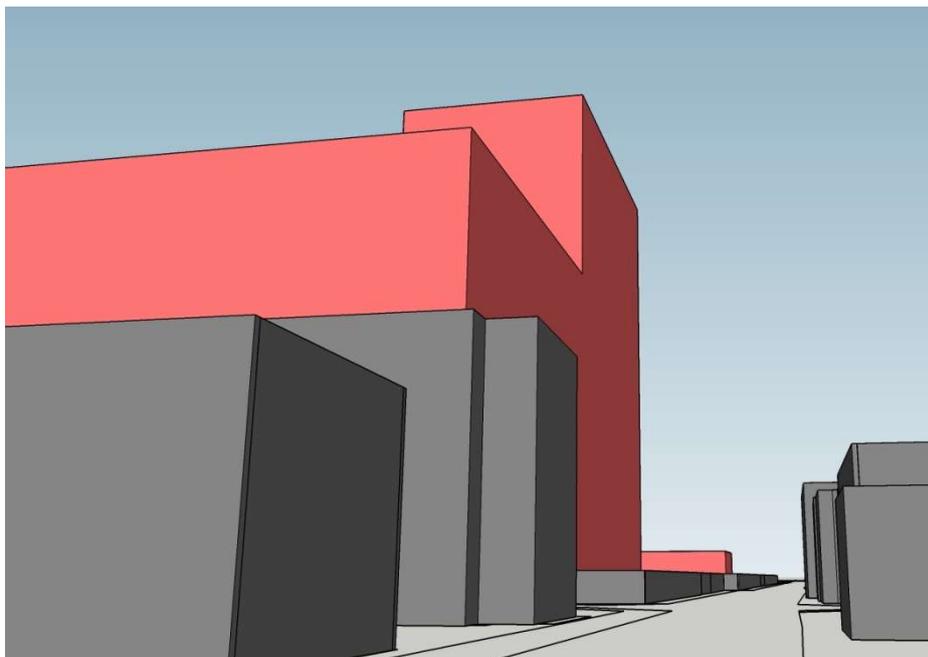


図 3-3-③案(4) 透視図 d 敷地北東側から見る（近景）



図 3-3-③案(5) 各透視図の視点位置

<各案のボリューム比較>



図 3-3-比較(1) <現況>



図 3-3-比較(2) <①案>



図 3-3-比較(3) <②案>



図 3-3-比較(4) <③案>

【日照阻害】

建物の配置により，近隣への日影の影響が異なるため，検討及び配慮が必要である。

※ 建築基準法の日影規制

住宅地としての日照を確保するため，中高層建築物が近隣に影響を与える日影の時間を制限することにより，日照条件の悪化を防ぐための規制。

規制内容は用途地域ごとに定められているが，当該敷地は規制対象外の地域に該当する。

<規制内容>

なし

<計算条件>

当該敷地は規制対象外だが，表 3-3-1 の条件により計算を行った。

表 3-3-1 計算条件

測定面	平均地盤面+4.0m
計算日	冬至（12月22日頃）
緯度	35度01分00秒
経度	135度44分00秒
測定開始時間	8時00分
測定終了時間	16時00分
計算方法	コンピューターによる（ADS-winVer9.50）

<検討内容>

現状及び各案について、時刻日影図を作成し比較を行った。

(ア) 現状

- ・ 現状は北側と東側、南側の敷地境界線に沿って建物が配置されている。
- ・ 最も高さのある事務所棟のつくる日影によって、3 時間以上日影を生じさせる部分が、道路を挟んだ北側の敷地にかかっている。
- ・ 事務所棟、自動車車庫 A 等によって、道路を挟んだ北側、北東側、東側の敷地に日影が生じている。

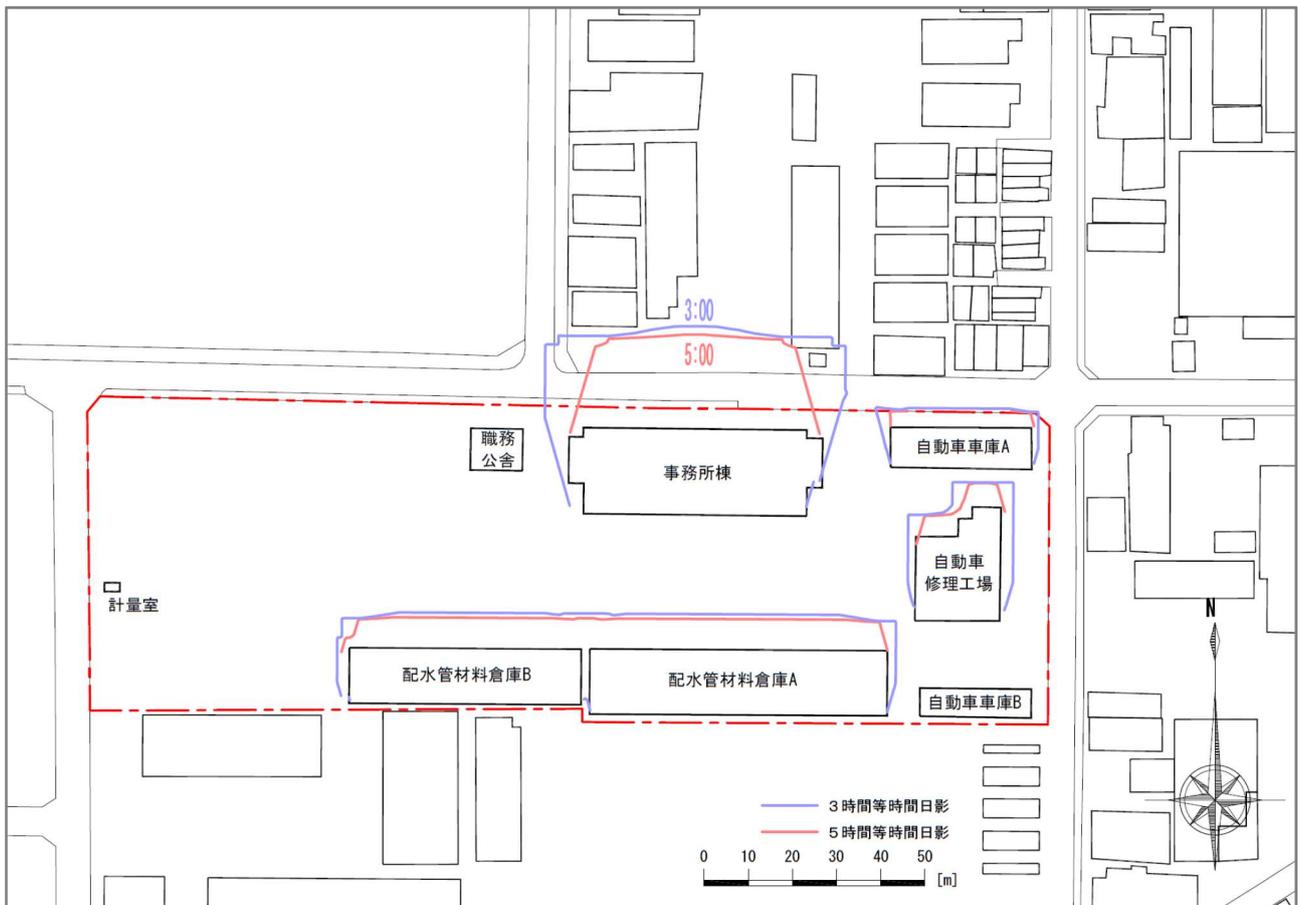


図 3-3-2 等時間日影図 (現状)

出典：国土地理院の基盤地図情報を加工して作成

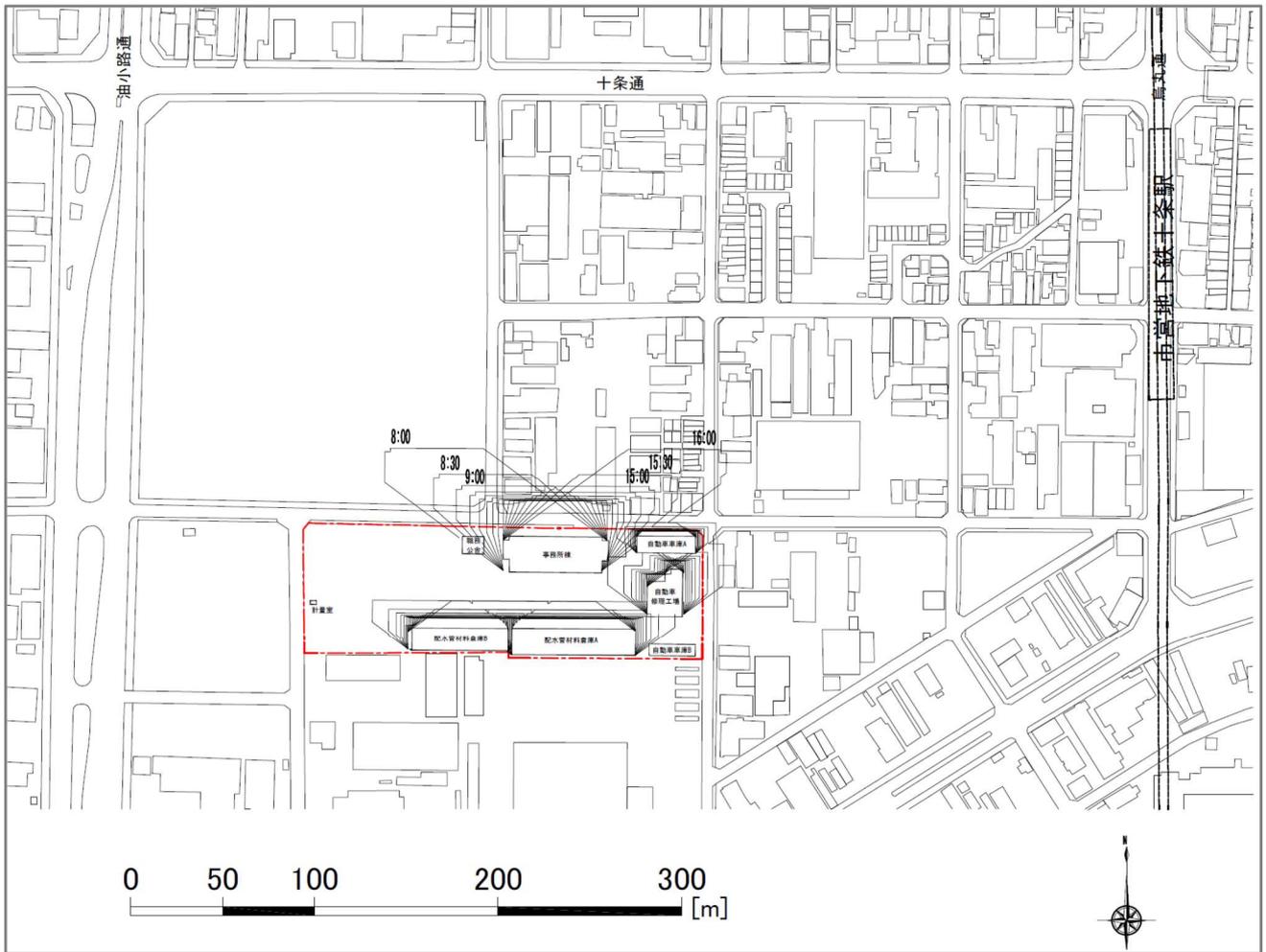


図 3-3-3 時刻日影図 (現状)

出典：国土地理院の基盤地図情報を加工して作成

(イ) 予測

<①案>

- ・ 計画地西側は低層の仮設建築物が設置されている。
- ・ 計画地東側には、東西に延びる庁舎棟とその南側に駐車場棟が設置されている。
- ・ 建物が東西方向に大きいため、道路を挟んだ北側の敷地に対して、3 時間以上の日影を生じさせる範囲が②案に対して大きくなっている。
- ・ 北西から北東まで庁舎棟のつくる日影が生じているが、建物高さが他の案に比べて低いため、日影の生じる範囲は他の案に比べて狭く抑えられている。

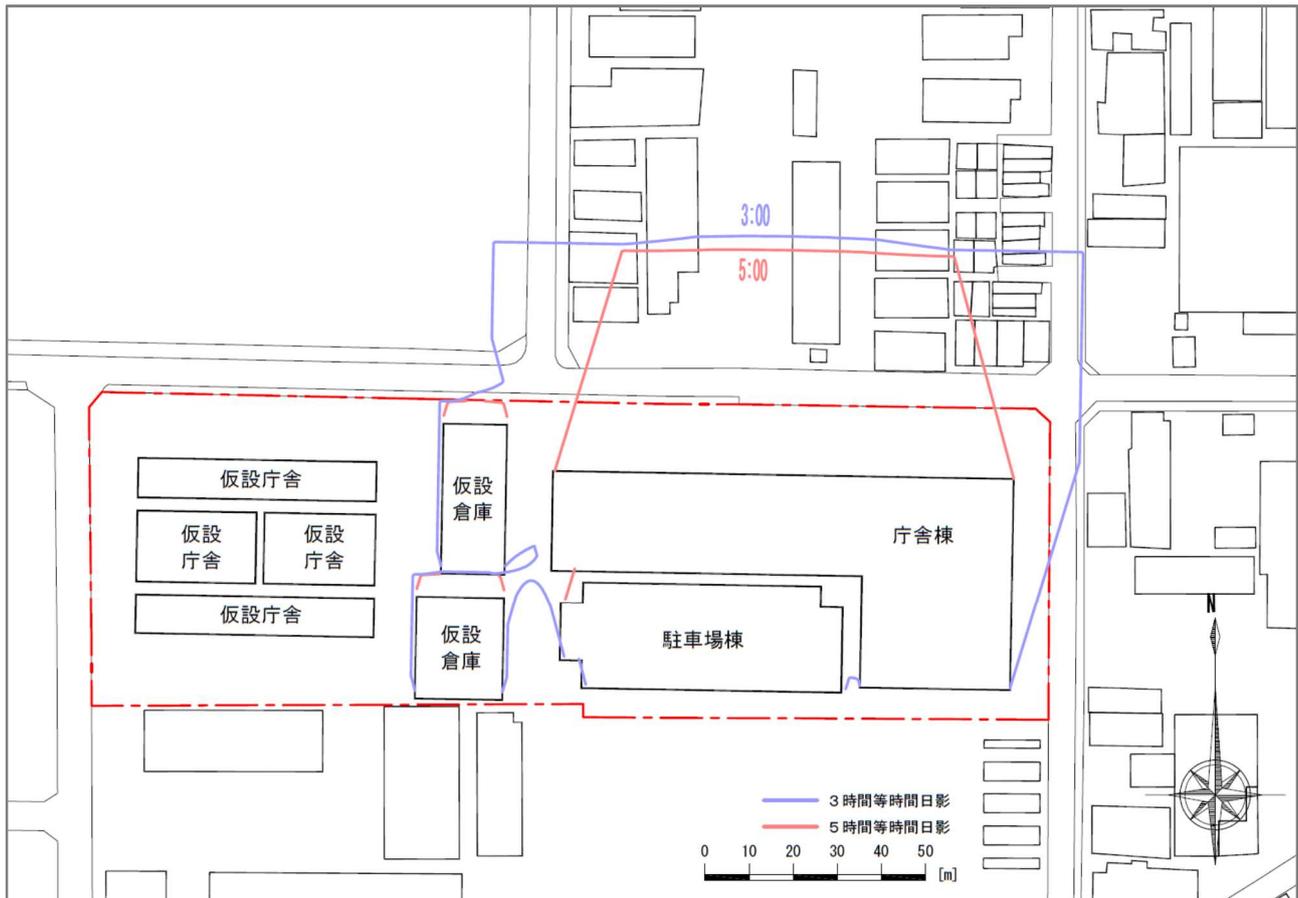


図 3-3-4 等時間日影図 (①案)

出典：国土地理院の基盤地図情報を加工して作成

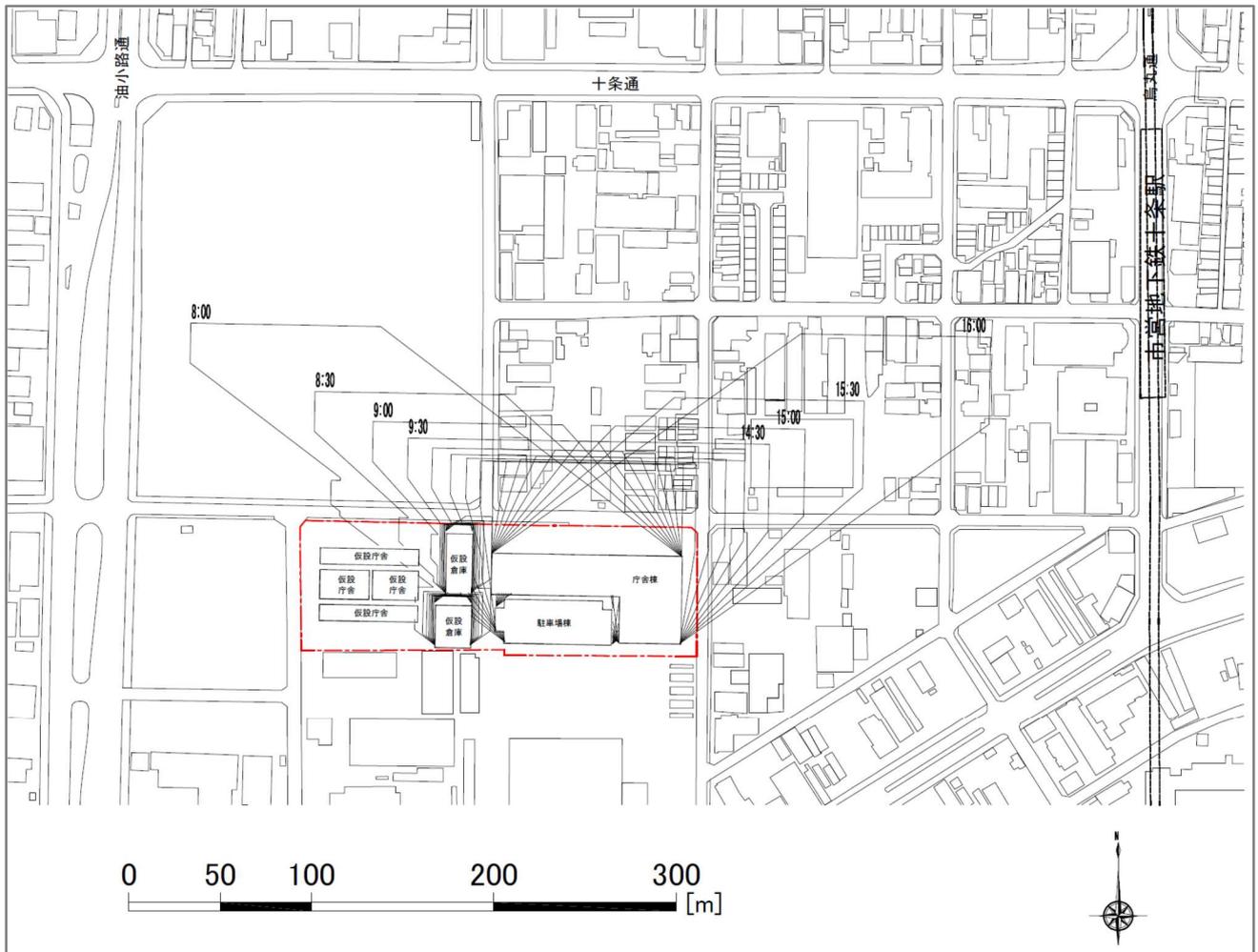


図 3-3-5 時刻日影図 (①案)

出典：国土地理院の基盤地図情報を加工して作成

<②案>

- ・ 計画地西側は低層の仮設建築物が設置されている。
- ・ 計画地東側には、中央部分に高層の庁舎棟とその西側に駐車場棟が設置されている。
- ・ 建物が高く東西方向が小さいため、道路を挟んだ北側の敷地に対して、3 時間以上の日影を生じさせる範囲が①案や③案に比べて、東西方向に小さくなっている。
- ・ 庁舎棟のつくる日影が広い範囲にわたって生じている。①案に比べて高層であるため、庁舎棟のつくる日影が、油小路通から烏丸通までに及んでいる。

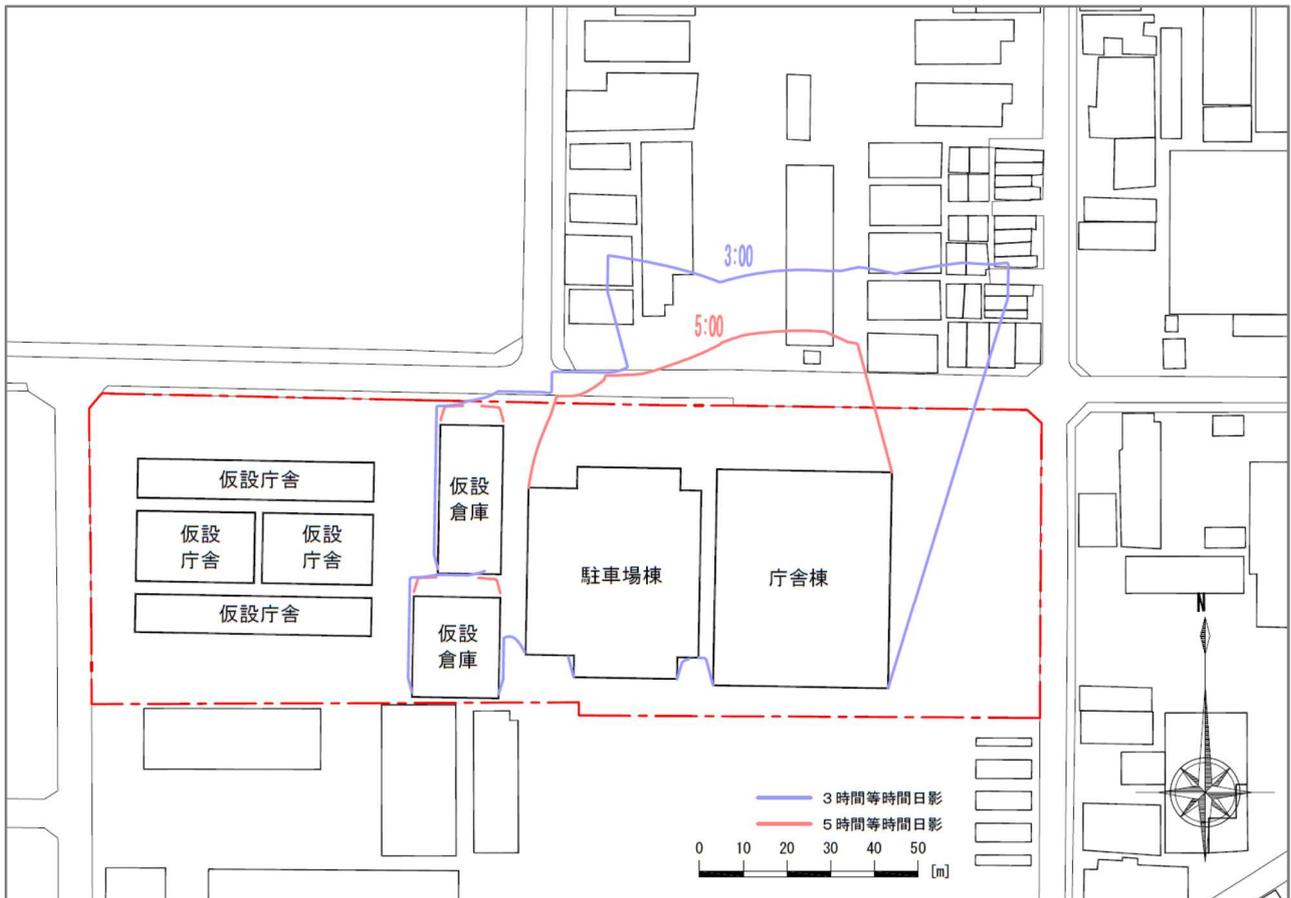


図 3-3-6 等時間日影図 (②案)

出典：国土地理院の基盤地図情報を加工して作成

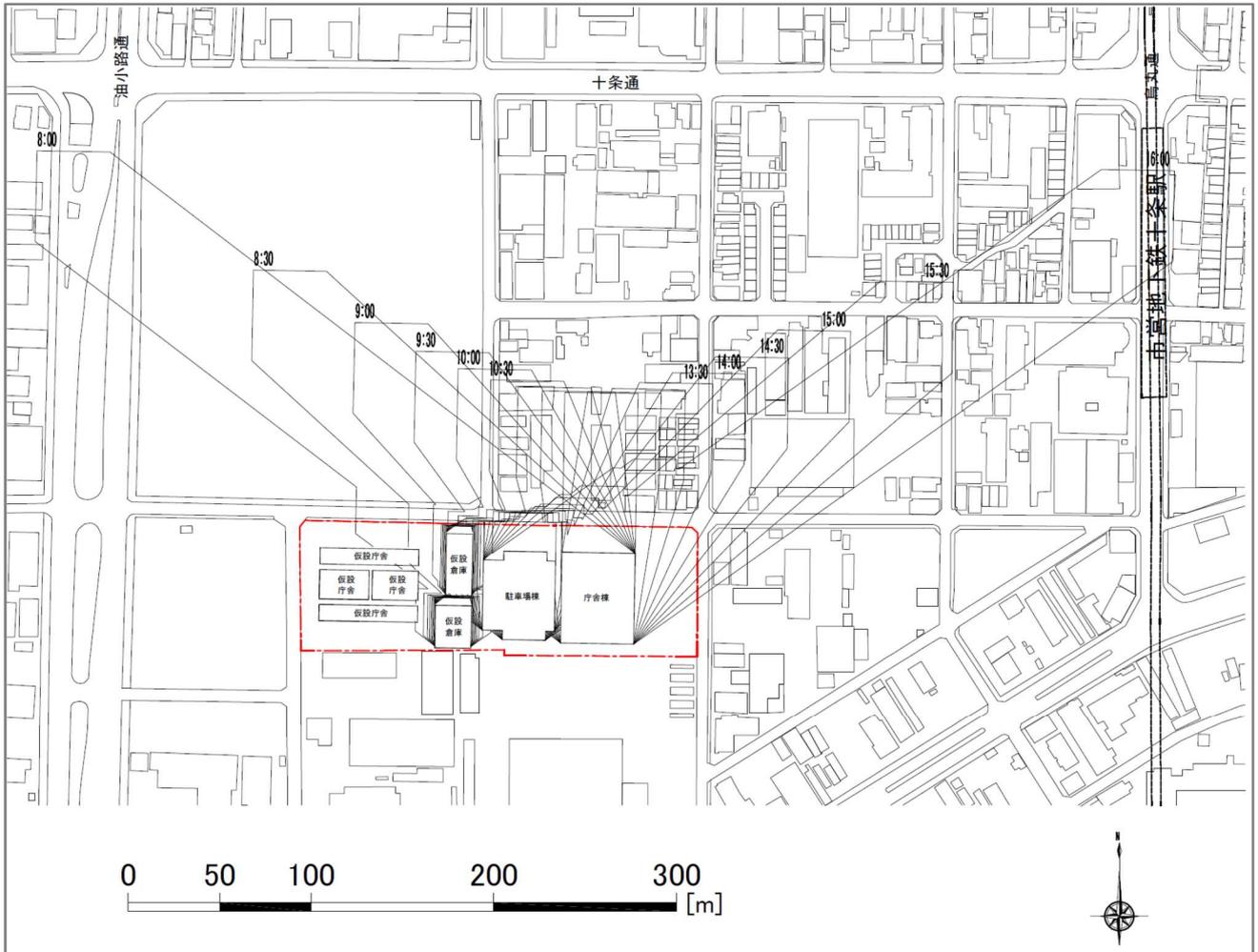


図 3-3-7 時刻日影図 (②案)

出典：国土地理院の基盤地図情報を加工して作成

<③案>

- ・ 計画地西側は低層の仮設建築物が設置されている。
- ・ 計画地東側には、東西に延びる庁舎棟とその南側に駐車場棟が設置されている。
- ・ 庁舎棟は中央部分が高層となっている。
- ・ 建物が東西方向に大きいため、道路を挟んだ北側の敷地に対して、3 時間以上の日影を生じさせる範囲が大きくなっている。
- ・ 庁舎棟の中央部分が高層となっているため、①案や②案に比べて3 時間以上の日影を生じさせる範囲が北西側に伸びている。
- ・ 庁舎棟のつくる日影が広い範囲にわたって生じている。②案と同様に高層であるため、庁舎棟のつくる日影が、油小路通から烏丸通までに及んでいるが、庁舎棟の平面形状が小さいため、日影の範囲自体は狭くなっている。

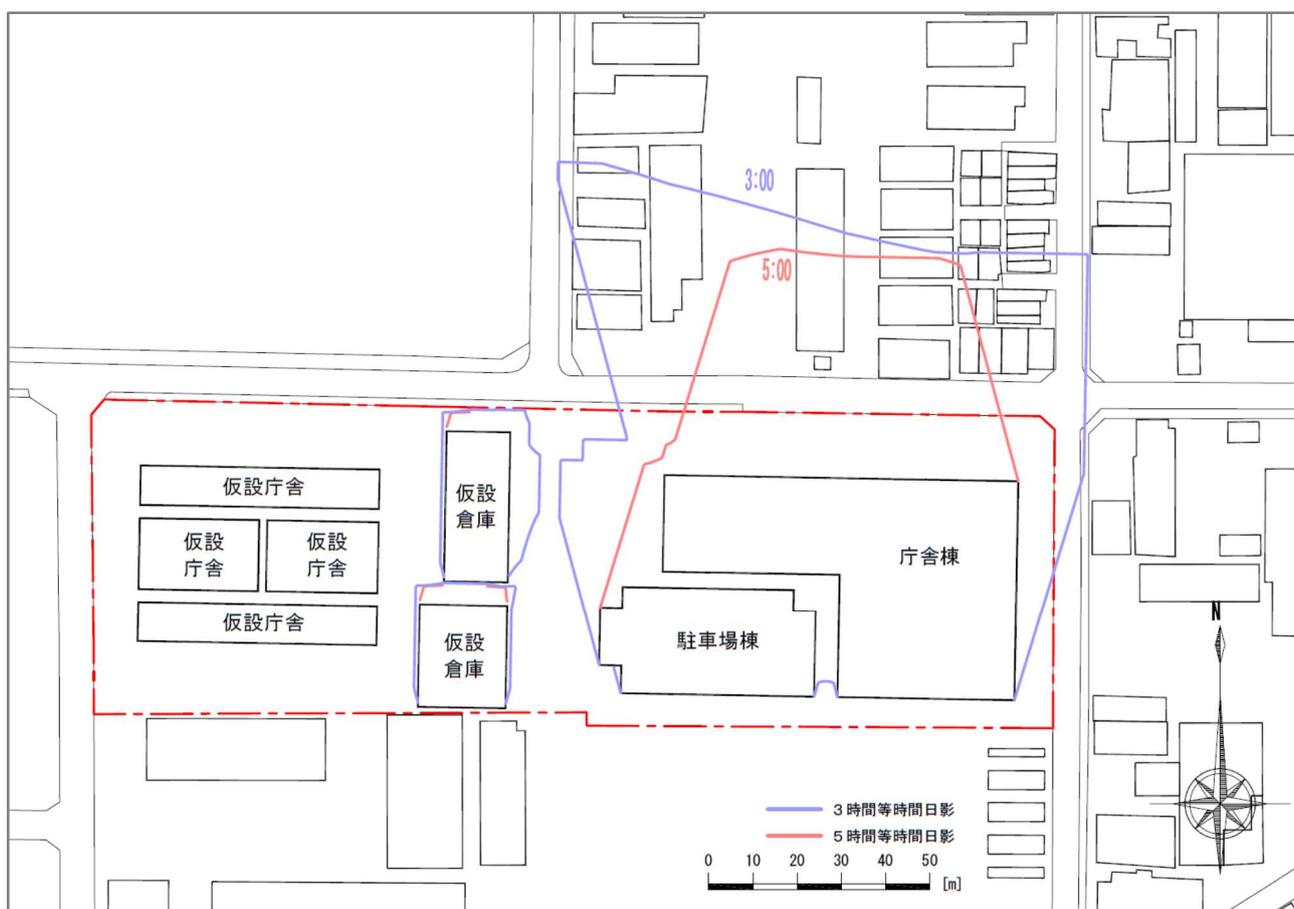


図 3-3-8 等時間日影図 (③案)

出典：国土地理院の基盤地図情報を加工して作成

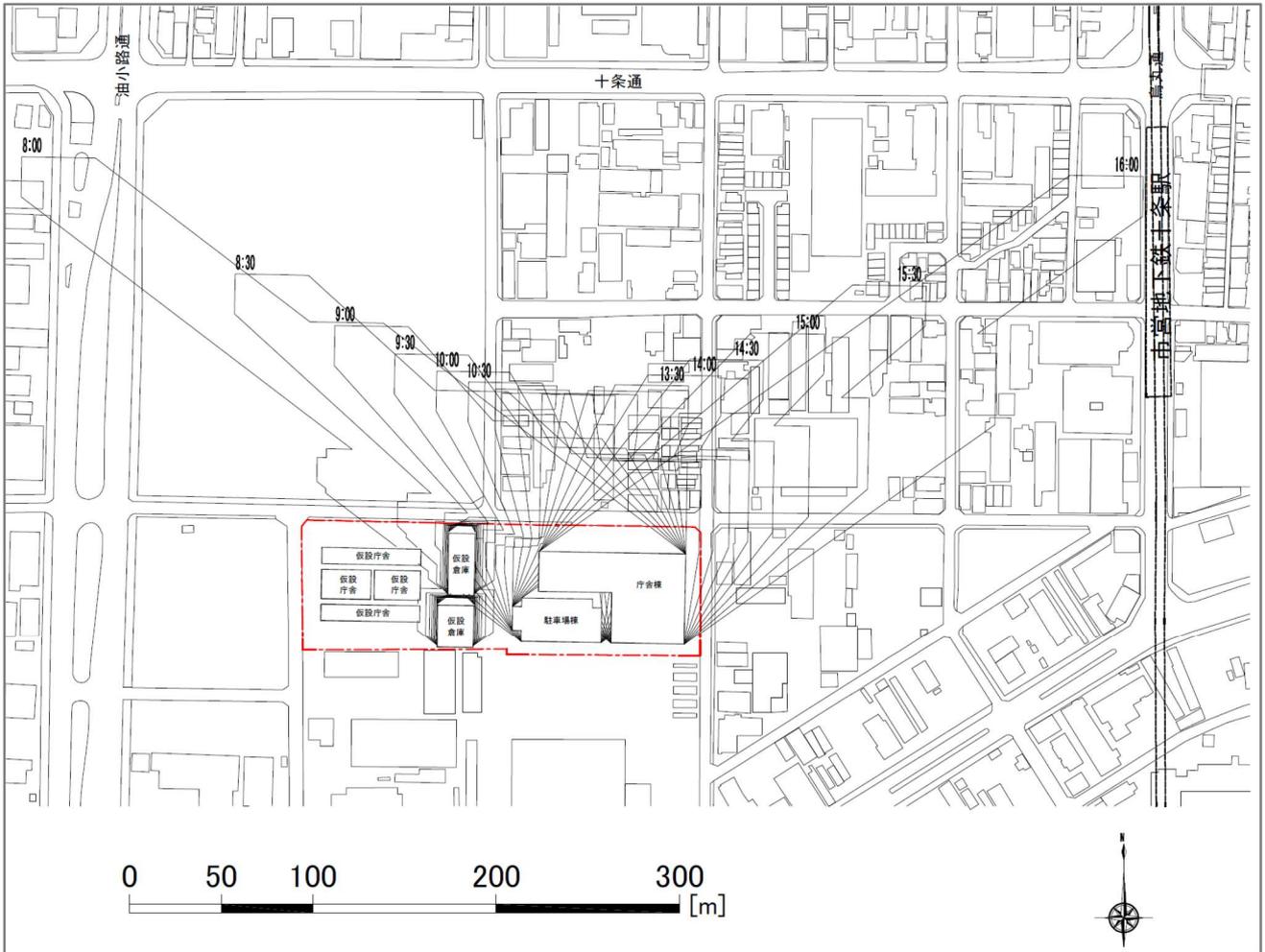


図 3-3-9 時刻日影図 (③案)

出典：国土地理院の基盤地図情報を加工して作成

3-4 評価結果のまとめ

環境要素別の環境影響評価の結果を表 3-4-1 に示す。

表 3-4-1 環境要素別環境影響評価結果

環境要素		①案	②案	③案	評価理由
大気質・騒音・振動	工事	○	○	○	・ 工事に伴う近隣への影響は、いずれの案でも同程度と想定される。
	供用	○	△	○	<ul style="list-style-type: none"> ・ 建物用途として騒音を発生させるものではない。 ・ 室外機等からの騒音は、いずれの案でも近隣への影響は同程度と想定される。 ・ 災害時は、給水車等の緊急対応車両の出入りはあるが、出入口の位置が同じのため、近隣への影響はいずれの案でも同程度と想定される。 ・ 案②における災害時の活動スペースの位置と敷地内の車輛通行については、北側及び東側の住宅へ他の案より影響すると想定される。
景観	存在	○	×	△	
日照阻害	存在	○	○	×	

○：環境要素に配慮している。

△：環境要素にやや配慮している。

×：環境要素への配慮に劣る。

3-5 総合評価

(考察)

景観については、①案が東西に長いボリュームとなるために北側道路に対する圧迫感はあるものの、戸建て住宅が集まる北東側からの視線の抜けと圧迫感を考慮すると、②案と③案に比べた場合、より影響は抑えられていると判断される。

日照阻害については、東西方向の長さの短い②案が最も等時間日影の範囲が小さく影響は抑えられていると判断されるものの、高さが大きいため広い範囲に日影を生じさせる結果となっている。①案は東西方向に長いいため等時間日影は大きいが、広い範囲への日影は抑えられている。一方、③案は東西方向に長く高さもあるために、等時間日影も大きく、また広い範囲へ影を生じさせる結果となっている。

上記分析より、総合的にこれらの要素を考慮した結果、3案を比較した場合、①案が環境により影響を与えない計画であると想定される。

3-6 環境配慮方針及び内容

3-6-1 環境配慮方針

環境への負荷軽減の観点から、自然エネルギーの積極的利用、再生可能エネルギーの積極的利用、エネルギーの効率的利用の可能な設備を積極的に採用する。

整備事業の推進、運用にあたっては、各種法令による規制等を遵守する。

解体工事、建設工事に際しては、騒音や振動が少なく、環境へ与える影響が抑えられる工法を採用し、排出ガス対策型建設機械や低騒音型建設機械、低振動型建設機械を積極的に採用する。

また、解体工事前に土壌汚染に対する調査及び対策を十分に行う。対策が必要な場合は、周辺環境への影響等を考慮し、土壌の入替や封じ込め等を検討する。

3-6-2 内容

<工事による影響>

《工事（解体・建設）での配慮》

- ・ 環境に配慮し、排出ガス対策型建設機械や低騒音型建設機械、低振動型建設機械を積極的に採用する。
- ・ 近隣への騒音対策として、防音シート等を採用する。
- ・ 工事車両は、アイドリングストップ、エコドライブに努める。
- ・ 工事車両の出入りについては、関係機関と十分協議を行ったうえで交通誘導員を配置し、十分な安全対策を講じ、周辺の交通環境への影響を抑制するよう配慮する。
- ・ 解体時は適切な散水や養生シート等の活用により、粉じんの飛散防止に努める。
- ・ 解体工事前に、解体工事対象施設について特定粉じん（アスベスト）使用の有無について調査を行い、特定粉じんの含有が認められる建材については、周辺地域への飛散を防止する適切な工法により、撤去を行う。
- ・ 工事による排水は適切に処理を行う。
- ・ 工事車両の場外出場時には、高圧洗浄器による洗浄を行い、周辺道路への土砂の持ち出しを防止するよう配慮する。
- ・ 地下掘削工事に当たっては、あらかじめ地質調査を行い、地下水位の低下や汚染、周辺地盤の変形などに対する配慮を行う。
- ・ 工事区画の仮囲い等の仮設物は、色彩やデザイン等、周辺の環境への配慮に努める。

《土壌への配慮》

- ・ 計画地には特定施設の設置履歴は無いが、現状、少量危険物取扱所がある。土地利用履歴によれば、特定有害物質等の使用等の可能性は否定できないため、関係機関と十分に協議を行ったうえで工事前に必要な調査や届出を行い、土壌汚染対策が必要となった場合には、安全性に配慮した適切な対策を行う。

《廃棄物の処理》

- ・ 残土の再利用や建設廃棄物の再資源化に努める。
- ・ 汚泥等については、関係法令に基づき適切に処理する。

＜供用による影響＞

《騒音への配慮》

- ・ 近隣への騒音等の影響を抑えるため、室外機等の騒音を発生する機器は、近隣との距離を十分に確保して配置する。
- ・ 騒音を発生する機器と近隣との距離が十分に取れない場合は、防音パネル等の設置を検討する。
- ・ 災害時の活動については、給水車等の緊急対応車両の出入りや応急給水等の活動で騒音が発生することが想定されるため、アイドリングストップや不必要な機器類の運転をしないよう、配慮に努める。

《景観への配慮》

- ・ 周辺環境との調和を図る。
- ・ 周辺道路に面して植栽帯を設置する。

《省エネルギー等環境への配慮》

- ・ 太陽光発電パネル、太陽熱利用、雨水利用等、自然エネルギーの活用を検討し、最新設備の導入や、節水型器具・LED照明の採用などにより、省エネルギー、省資源に配慮する。
- ・ 建物の断熱性能の向上や自然採光の利用等により、エネルギー消費量の抑制に努める。
- ・ 自然由来の素材や、リサイクル材、リサイクルが容易な材料、工法など、環境負荷の少ない方法を積極的に採用する。
- ・ ごみの減量、分別を図り、可能な限りリサイクルに努める。

《日照障害への配慮》

- ・ 建築基準法による日影規制はないものの、周辺地域への日影をできるだけ抑えるよう配慮する。

第4章 配慮書（案）についての意見とそれに対する事業者の見解

4-1 配慮書（案）についての市長意見とそれに対する事業者の見解

京都市環境影響評価等に関する条例第13条第1項の規定による、本事業に係る配慮書案に対する環境配慮の観点からの市長意見を受け、市長意見に対する事業者としての見解を表4-1-1のとおり示す。

表 4-1-1 市長意見及び事業者の見解

区分	市長の意見	事業者の見解
全体的事項	本意見に基づき、配慮書案の内容に検討を加え、配慮書を作成するとともに、配慮書に記載された環境配慮方針及び内容に従って事業を進めること。	事業の実施にあたっては、配慮書に記載された環境配慮方針及び内容を遵守します。
環境影響評価	計画段階環境配慮の対象として抽出した大気質・騒音・振動の環境要素については、複数案の評価結果を示したうえで、総合評価を行うこと。	抽出した大気質・騒音・振動の環境要素について、複数案の評価結果を示し、総合評価を行いました。 (該当頁 P. 50)
アスベスト対策	既存建築物の解体に当たっては、アスベストの使用の有無について、大気汚染防止法等に基づき、十分な事前調査を行い、アスベストが認められた場合は、適切に対応すること。	大気汚染防止法等に基づき、十分な事前調査を行い、アスベストが認められた場合は、周辺地域への飛散を防止する適切な工法により撤去を行います。 (該当頁 P. 51)
土壌対策	土壌汚染調査及び対策について、土壌汚染対策法に基づき万全を期すこと。	関係機関と十分に協議を行ったうえで、土壌汚染対策が必要となった場合には、安全性に配慮した適切な対策を行います。 (該当頁 P. 51)

第5章 その他

5-1 変更箇所一覧

配慮書（案）から変更した箇所を表5-1-1に示す。

表5-1-1 変更箇所一覧

頁	箇所	変更前	変更後
共通	—	—	各表及び図に各番号, 名称及び出典を追記
1	1-2	・敷地面積 : 15,415.61 m ²	・敷地面積 : 15,415.61 m ² (東西約217m, 南北約72mの矩形)
3	1-4	計画地は, 京都市上下水道局の「水・・・(以下略)」	計画地は図 1-4-1 で示すとおりである。現在は, 京都市上下水道局の「水・・・(以下略)」
6	図 2-1-1	空中写真	地図
8	2-2-2	計画地における, 配慮が必要な施設の配置状況を以下に示す。 周辺街区には, 運輸・交通・製造関連の事業所のほか, スクラップ材などを扱うリサイクル工場も複数あるが, 戸建て住宅を中心とした住宅地も含まれる。 計画地から50m以内の範囲には, 学校や病院等の配慮が必要な施設は存在しない。	計画地における, 配慮が必要な施設の配置状況は図 2-2-2-1 のとおりである。 配慮の必要な施設としては, 計画地から400m程度の位置に保育園(図中①: 東和保育園)が1件存在する。 周辺街区には, 運輸・交通・製造関連の事業所のほか, スクラップ材などを扱うリサイクル工場も複数あるが, 戸建て住宅を中心とした住宅地も含まれる。 計画地の周囲500m以内の範囲には, 他の保育所やこども園, 幼稚園や学校等, 病院や福祉・介護施設等, 図書館等の配慮が必要な施設は存在しない。
10	2-2-5	(ア) 温室効果ガス 2016年度の温室効果ガスの排出量は, (以下略)	(ア) 温室効果ガス 2016年度の京都市の温室効果ガスの排出量は, (以下略)
12	表 2-2-5-3	—	地点の概要, 騒音, 振動, 交通量のコメントを追記
13	表 2-2-5-5	—	地点の概要, 騒音, 振動, 交通量のコメントを追記
14	表 2-2-5-7	—	地点の概要, 騒音, 振動, 交通量のコメントを追記
21	表 2-3-8-2	らくなん進都産業集積地区	らくなん進都鴨川以北産業集積地区
24	表 2-3-10-1	—	(欄外) ※以降追記
50	表 3-4-1	大気質・騒音・振動(工事)評価結果 ①案 二 ②案 二 ③案 二	大気質・騒音・振動(工事)評価結果 ①案○②案○③案○
50	表 3-4-1	大気質・騒音・振動(共用)評価結果 ①案 二 ②案 二 ③案 二	大気質・騒音・振動(共用)評価結果 ①案○②案△③案○

頁	箇所	変更前	変更後
50	表 3-4-1	<p>大気質・騒音・振動（共用）評価理由</p> <ul style="list-style-type: none"> ・（略） ・（略） ・（略） ・ <u>災害時の応急給水等の活動では，地下応急貯水槽の位置を中心に活動することになることから，近隣への影響に差が出るが，いずれの案においても北側又は東側の住宅地への距離に大きな差はなく，影響は同程度と想定される。</u> 	<p>大気質・騒音・振動（共用）評価理由</p> <ul style="list-style-type: none"> ・（略） ・（略） ・（略） ・ <u>案②における災害時の活動スペースの位置と敷地内の車輛通行については，北側及び東側の住宅へ他の案より影響すると想定される。</u>
50	表 3-4-1	日照障害（共用）	日照障害（存在）
51	3-6	<p><u>本計画に係る環境配慮方針及び内容を以下に示す。</u></p> <p>環境への負荷軽減の観点から，自然エネルギーの積極的利用，再生可能エネルギーの積極的利用，エネルギーの効率的利用の可能な設備を積極的に採用する。</p> <p>解体工事，建設工事に際しては，（以下略）</p>	<p><u>3-6-1 環境配慮方針</u></p> <p>環境への負荷軽減の観点から，自然エネルギーの積極的利用，再生可能エネルギーの積極的利用，エネルギーの効率的利用の可能な設備を積極的に採用する。</p> <p><u>整備事業の推進，運用にあたっては，各種法令による規制等を遵守する。</u></p> <p>解体工事，建設工事に際しては，（以下略）</p> <p><u>3-6-2 内容</u></p> <p>（略）</p>
53	第 4 章	—	第 4 章追加
54	第 5 章	—	第 5 章追加

この冊子は再生紙を使用しています。